

第六十四回国会 参議院 社会労働委員会 會議録第五号

昭和四十五年十二月十七日(木曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

十二月十七日

辞任

和田 静夫君
村尾 重雄君

補欠選任

占部 秀男君
中沢伊登子君

出席者は左のとおり。

委員長 佐野 芳雄君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
吉田忠三郎君
渋谷 邦彦君

委員

黒木 利克君
塩見 俊二君
高田 浩運君
山崎 五郎君
山下 春江君
横山 フク君
大橋 和孝君
中村 英男君
和田 静夫君
小平 芳平君
中沢伊登子君
喜屋武眞榮君

国務大臣

厚生 大臣 内田 常雄君
労働 大臣 野原 正勝君

政府委員

大蔵政務次官 藤田 正明君

厚生大臣官房長 高木 玄君

厚生省環境衛生局長 浦田 純一君

運輸政務次官 山村新治郎君

運輸省鉄道監督局長 山口 真弘君

労働省労働基準局長 岡部 實夫君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君

説明員

建設省都市局参事官 石川 邦夫君
日本国有鉄道常務理事 原岡 幸吉君

本日の會議に付した案件

○廃棄物処理法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十六日、占部秀男君が委員を辞任され、その補欠として和田静夫君が選任されました。
また、本日、村尾重雄君が委員を辞任され、その補欠として中沢伊登子君が選任されました。

○委員長(佐野芳雄君) 廃棄物処理法案を議題とし、これより質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 実は、本法案に対する衆議院段階での議事録がまだできておりませんので、そういう意味では若干重複するかもしれませんが、逐条

にわたって質問をいたします。

本法案が衆議院においてその名称を含めて修正をされましたことは、市町村の清掃事業の立場から見れば当を得たことであると思えます。しかし、それでもなお多くの不安が残りますので聞きをしたいわけでありますが、この法律によっても、清掃という仕事は地方自治法上の市町村の固有事務だということ、このことは変わらないと思うのですが、大臣の答弁を願います。

○国務大臣(内田常雄君) 最初にまことに恐縮でございますが、実は、私、きのうあたりからかぜを引きまして、鬼の霍乱みたいなものでございまして、熱があつたり、声を出しますと非常に痛いわけでございますが、それで肝心のところは私は逃げも隠れもいたしません、でき得る限り政府委員のほうに答弁を譲る場合が多いと思ひますが、どうぞひとつきょうだけはお許しをいただきたいと思ひます。

お尋ねの件はそのとおりでございます、そういう市町村の固有事務としての清掃体制の上に、最近顕著になつてまいりました廃棄物公害の実態に即した新しい仕組みを積み上げた、こういうことでございまして、何ら市町村体制におきましては、特別の変更を加えたつもりはございません。
○和田静夫君 従来、清掃法を議論をいたしますと、公害という問題が出てくる。したがって三月二十五日の参議院決算委員会でも、私は、幾つかの問題について厚生省側に希望を申し上げておいた。そういう場合も政府、厚生省の態度というのは、公害防止は公害関係法律でやる、こういうことでした。当時、橋本政務次官も明確にそう答えていました。

しかるに、このたび公害対策の一環としてこの法律が出されてきたところから、どうしても産業廃棄物に重点を置かざるを得なかったのである

う、そのことによつて、清掃事業のように、住民に密着した行政は、住民と最も近い市町村が、いまの答弁にありましたように、これを固有事務として行なうという、地方自治法の条項あるいは精神に照応した形での清掃法という性格がきつめて私は希薄になつてきていると思ひます。むしろ清掃法としてのこの性格を純化をさせて、そこからはみ出した産業廃棄物の処理については、公害防止法体系の中で処理するという方向、そういう方向のほうに私は法案を検討してみてもよかつたと思ひます。

そういうことではないか。そういうふうに分離をしてしまつと、何か通産省と厚生省との間の仕事の分取り合ひなどというものがどうもおもんばかられてこういうふうな形になつてきたんじやないかというふうな考えられる節がありますが、そんなことはありませんか。

○国務大臣(内田常雄君) そんなことはございません。実はこれも何もかもありていに申してしまふと、私も持出ししました法律案は、実は初めから清掃及び産業廃棄物処理法、こういうことにして持ち出しまして、いまも和田さんからお話がありましたように、産業廃棄物の問題が非常に大きくなつてきておる。これはまた一つの公害の原因ともいわれるようになってきておりますので、先ほども私が御答弁申し上げましたように、清掃体系の上に新しい公害対策としての仕組みを積み上げた、こういうことも理解をいただくような意味で、法律のタイトルもいま申し述べたようなことにいたしましたよりなわけでございます。しかし法制局等の意見、また公害対策中央本部というふうなものもございまして、折衝の過程におきまして、中身を変えたわけではございませんが、タイトルからして清掃の字を取り除いて産業廃棄物処理法というふうなことで国会に出しまし

たがゆえに、あるいは和田さんが申されたようなそういう御懸念も生じたのではないかと思っております。ところが、これは衆議院で、いま御発言もございましたような修正が行なわれまして、元の姿といえますか、元のタイトルに戻りましたので、一そう私どもの考え方もそのことが、たとえば地方自治体等にいたしましたも認識をいただけた結果になったものと、私は、この点に関する限りは修正に満足いたしました。おります。

○和田静夫君 これは事務当局でけっこうですが、第一条の「廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」この目的はまあわかるわけですが、この目的、思想に基づき義務規定が一体どこにあるのか。それがないままに処理手続の方法に入っている。つまり法律になつてはいる。これもまた私はこの法律の致命的な欠陥だと実は思うのですが、いかがですか。

○政府委員(浦田純一君) 先生が御指摘のように、第一条の目的におきましては、従来の表現が少し変わりました。「生活環境の保全」という目的が一つ変わったわけでございます。それから、いわゆるそれに応じてのいろいろな義務規定と申しますか、責務と申しますか、これがどうなっているか、多少それに応ずるような形にはなっていないのではないかと御懸念でございますが、まず従来のいわゆるいま先生御指摘の市町村の固有事務として行なわれております一般清掃事業でございますが、これは従来と比べて、まず一つは、いわゆる特別清掃地域というものを今回なくしまして、そして市町村の収集にかかる義務というものの範囲が広がってきたということで、私申し上げますのは、従来の市町村の固有事務としての市町村にかかっている義務というものは、むしろその意味では強化されているということを一つ申し上げたいと思ひます。しかしながら、全般的に申し上げて、従来の固有事務として市町村が行なっております清掃事業は、今回は従来の体制

をできればそのまま踏襲するという形でもって今回の条文の整理というものがなされているわけでございます。全般的な構成から、その辺が現行の清掃法の構成と違ひましてあと先したという点なことで、その点が非常に比較しにくいという点はあると思ひますが、全般を流れております考え方としては、ただいま申しましたように、従来の市町村で行なっております清掃事業については、特別清掃地域を広げるということによって市町村の義務としての清掃事業の範囲が広まったというところは言えるかと思ひます。

それから今回の改正の一つの大きな柱でありました産業廃棄物の点でございますが、これにつきましては、いわば新しくつけ加えたということでございますが、ここで一番問題となつておりますのは、この産業廃棄物の処理の場合の責任は一体どこにかかるか、責任とやらはらになる義務というものは一体どのような形になつておるかということであらうかと思ひますが、これにつきましては、まず第一に、原則として排出者、事業者の責任である、したがってその処理、処分というものは事業者の義務として行なわなければならないというのが今回のこの改正の中の一番重要な点であらうかと思ひます。それに伴ひまして、おの市の市町村あるいは都道府県段階でもって、応分の範囲でもって産業廃棄物の処理というものに一役買つて出るといふ、できるといふ規定はございますが、何と申しまして新しく問題となりました産業廃棄物の処理について事業者の責務というものを原則として強く打ち出したという点でもって、第一条でうたつて目的を十分に遂行できるように考慮したつもりでございます。

○和田静夫君 いまの答弁非常に疑問ですから、あとから具体的に各条を追つて見解を述べますが、第二条の定義ですが、それでは「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物、こういうふうになつてはいるわけですね。それはどんな範囲をお考えになつていますか。

○政府委員(浦田純一君) この第二条におきまして、この法律にかかります定義が述べたところわけでございますが、第二条第三項まで全般をお読みいただきたいわけでございますが、この法律では、一番問題になります産業廃棄物というものは、これはいろいろと事業者の責務とかあるいは罰則といったような問題とかかわりが出てまいりますので、この点をまず明らかにする必要があるというところから、第三項におきましてはつきりとその点を限定して定義づけているわけでございます。その定義づけした限定したもの以外につきまして、これらは一般廃棄物とするというふうにして分けたわけでございますが、現行の清掃法との関連から申しますと、従来市町村で扱つておりました家庭から出ます一般的なごみ、あるいはいままでの市町村で行なつておりました清掃体系によつて処理されておりました、たとえば八百屋さんの店先から出るような野菜の切りくずとか、事業活動に伴つて出るものでございまして、厳密な意味では産業廃棄物といった範疇に入れたほうがよろしいものもあるかもしれませんが、いままで現行市町村でもって清掃事業の体系で取り扱つておられるようなものが入つてくるというふうに御理解いただければよろしいかと思ひます。

○和田静夫君 くだいようですが、これは家庭から出るごみとは違ひわけでしょう。

○政府委員(浦田純一君) 家庭から出るごみが大部分でございます。

○和田静夫君 そうしますと、いまもちょっとありましたが、商店街から出るごみというのは、どちらに入りますか。

○政府委員(浦田純一君) 第三項で限定してありますものを除きましては一般廃棄物に入るのでございします。もっと具体的な例で申しますと、いままでも現行の清掃法で、その体系でもって、一般商店街から出ておるいわゆるごみといったようなものは、大部分は処理されておつたのではないかとと思ひます。そういったようなものにつきましては、やはり従来どおり市町村のほうでお願いする

ということ、つまり一般廃棄物ということの取り扱いになるかと思ひます。

○和田静夫君 さつきから、その三項まで読んでくれと言つたのですが、三項で限定をされておれば質問が出ないのです。ところが、三項は御存じのとおり「その他政令で定める廃棄物」と、こうなつておりますから、読んでいただければわからないのです。もし限定をされておるのなら、ここで政令で定める廃棄物を全部並べてもらいたいです。それをいまだできるならやつてもらいたいです。それでは、たとえばビルから出るごみはどちらに入りますか。

○政府委員(浦田純一君) 政令で定めるものの内容でございますが、現在、まだもちろん固まつたわけではございませんが、この考え方といたしましては、たとえば家畜のふん尿類、それから土砂、瓦れき、あるいはスラッジ、汚泥でございます。失礼いたしました。汚泥はすでに限定列記されておる、法律の中に書いてありますので、それは取り消します。タールピッチ、それから繊維くずとか、木くずとかあるいは金属くずとか、そういったようなものが入るかと思ひます。またビルの建築などに伴ひます土砂、あるいはこわしたような場合に出てまいります瓦れき、こういったようなものも三項の産業廃棄物の政令の中で定めるものの中として考慮中でございます。

○和田静夫君 いま言われたものの限りですか。考慮中ということになると、まだ加わるといふことですか。

○政府委員(浦田純一君) その他いろいろの物質、それぞれその物質の分類を、たとえば製造業によつて分けるとか、いろいろと分類のしかたがあると思ひますが、全部当たりまして、できるだけそこでもって物質名として明記いたしていきたいという考え方でございします。

○和田静夫君 現行清掃法では、産業廃棄物も家庭廃棄物も一緒にした汚物ということ、扱われて、わずかに特別清掃地域という形での特別扱いがありましたけれども、実際には七条、八条に基

般廃棄物の処理と、それから産業廃棄物であっても一般廃棄物と一緒に処理したほうがいいと市町村がみづから考えられる、そういうものを一般廃棄物と一緒に処理すること、それから第三番目には、これはもう全く純粹の産業廃棄物である、企業の責任に属するものであるけれども、もちろん企業から銭を取るわけでありすけれども、市町村が自分のほうでやってやろうというものがありますならば、市町村はその産業廃棄物の一部を——これは広域ではありません、その市町村の区域内のものになるだろうと思いますが、そういうものも市町村が処理できる、そういう実はたてまえになっているわけでございます。それは第九

条をごんになるとわかります。しかし最後に残るところは、いわゆる一般廃棄物とは何ぞやということになると、この定義で産業廃棄物として定義づけられるもの以外のものでありますから、産業廃棄物の範囲を広くしますと、一般廃棄物の範囲も狭くなりますし、産業廃棄物の定義による政令で規定するものを広くいたしますと、今度は一般廃棄物は狭くなります。いまのところでは魚屋さんと八百屋さんとかという業者、これはお店から野菜のくず、魚のくずも出てまいりましょし、あるいはまた市場とかあるいはビルとかというようなものから出てくるごみも、これもその事業に伴って排出する廃棄物でありますので、そ

れも産業廃棄物として政令の中に入れた方がいいのか、あるいはそれは政令では規定しないで一般廃棄物のほうに入れたほうがいいのか、つまり八百屋のごみでも魚屋のごみでもビルのごみでも、家庭から出るごみと態様が似ているし、いままでせっかく市町村というものが清掃法によって清掃体制というものをつくっておる、あるいは場合によっては市町村ばかりではなしに市町村が業者に委託なんかして体制ができておりますから、それはやっぱり一般廃棄物として市町村の業務のほうに入れておいたほうがいいという考えが強い

れば、いま局長も述べましたように、そういうものは産業廃棄物のほうの定義づけにしないので、一

般廃棄物として、そして当然市町村の業務に入れると、こういうことになると思うわけでございませうので、きょうの御議論の中においても、その辺が私どもの進むべき方向がわかるようにひとつ御意見も承りたいと思います。

それから、なお、また政令などつくり出す場合には、環境衛生調査会というふうなものがございまして、各方面の専門家もおられることでございしますので、おそらく厚生省の原案のようなものも、ある程度つくりましたものをそういうところにもかけて、そして御意見を伺うようなことにしたいのではないかと私は思っております。

○政府委員(浦田純一君) いまの衛生調査会ということですが、これは正確に申しますと、生活環境審議会というところでございまして、訂正させていただきます。

○和田静夫君 いまの生活環境審議会などと、まあ言われたわけですが、その「など」のほうで、たとえば自治体の関係者であるとか、さらにワケを広げて意見を徴されていく、そういう形が今度の場合たいへん好ましいと思いますが、よろしいですか。

○政府委員(浦田純一君) 実は今回の清掃法の改正作業を進めるにあたりまして、あらかじめ一年ぐらいかかりまして、生活環境審議会の中で特別の分科会をつくらせていただいて、関係各自治体の代表の方にもあるいは学識経験者の方にも、また関係の方々にお入りいただきまして十分に御意見を賜りまして、その結果の答申に基づいて作業にかかったということがいままでの経過でございます。またたとえば自治体のほうの関係の代表の方、あるいは清掃事業に直接現場で当たられておられる方々の代表の方、そういった方々、あるいは業者の代表の方々、そういった方々等の御意見も十分に伺いまして作業を進めたわけであります。したがって、今後この法案が幸いにして成立いたしました暁、当然政令の中身に入ってくるわけでございますが、これらの経過から考えましても、私どもとしては、今後十分に関係方面の御意見もとらながら作業を進めていきたい、か

ように考えております。

○和田静夫君 次に進みますが、第三条二項の「物の製造、加工、販売等」この「等」ですね、これはどのようなことが想定をされておりますか。

○政府委員(浦田純一君) 物がつくられてから、最終段階にそれが消費者の手に渡りまして、そして消費者の方の御判断で廃棄物になっていくという一連の過程を考えますと、物をまず製造する、それから加工する、あるいは販売したり、あるいは輸入とかですね、そういったようないろいろな経路が考えられますので、別に特別の段階というところを考えて「等」としたわけでございます。それで、一連の系列を考えまして、漏れなく例示的に製造、加工、販売とやったわけで、もしも漏れておればということで「等」という字が入ったわけでございします。

○和田静夫君 この三条にこそ、私、冒頭、原則で申し上げました、いわゆる義務規定などという発想に基づいての罰則ですね、これが要るのではないかと思いますがね。

○政府委員(浦田純一君) 第二項のほうでございますが、これはいろいろとお考え方があろうかと思ひます。原案では、これがいわゆるつとめなければならぬということ、何と申しますか、努力規定と申しますか、そういったような表現になつておるわけでございしますが、確かに「事業者の責務」という形でもって表現されておるわけでございしますが、実態というものを考えてみますと、物をつくる段階あるいは加工販売する段階でもって、あらかじめ廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないようにおもんばかってやれということでございます。しかし、この廃棄物になるかならないかというのは、最終的には、これは実は消費者の方々の御意見が、意思が入ってくる。最終所有者の方の意思が入ってくる。そこで、最終所有者の消費者の方が、これはもう少し花びんなどにしてでも、たとえば花びんにでもしてもとっておこうといったようなことでございしますと、そういったまだ有用物として残るわけであり

ます。ところが、これはどうも捨てちゃえというふうなことになるかと、初めてその段階でもって廃棄物ということになるといふような実態もございします。したがって、あらかじめそういうことを想定してまで事業者の方に罰則をかけてまでやるのはいかがかといったような懸念もあるわけでございます。また、私どものこの条項を設けました趣旨は、この条項によりまして、私ども、これをよりどころといたしまして、強力に事業者の方々の行政指導を行なっていくそのよりどころになる。現に、たとえばあるいはあとでいろいろと御質問もあろうかと思いますが、たとえばポリエチレンの容器、これをワンウェイで使うといったような場合に、現在では、あれはまさに厚生大臣の御裁量による行政指導でやっておるわけでございますが、この条項ができれば、それがたとえ罰則がなくても、もう少し明確な態度で行政指導というものができるのではないかと、かように考えておるわけであります。

○和田静夫君 たいへん事業者の責務を明らかにしている条項で、いま答弁にありますが、消費者が判断をしなければ廃棄物になるかならないかわからないのだという言い方の答弁というものは、私は筋が通らないと思ひます。明確に、いまひとつ例がありました、その例なんかでも初めから廃棄物になるにきまつておるような種類のものはたくさんあるわけですよ。それらのことが、この法律に基づいて行政指導を強化すると、こう言われるけれども、その行政指導が生きてきていないから、問題はいろいろの公害が起こっているわけですね、この面においては、そうすると、それに対する罰則が、せっかく公害国会と言われるこの国会で法律をつくりながら、全然予定をされないというのには、だれが考えても不自然じゃないかと思うのですが、これは、大臣いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) 三条は実は私が言い出した規定かもしれませんが、少し表現がオーバーかもしれませんが、私が主張しなければ、この条文

は入らないままになったかもしれません。それはどういふことかと言いますと、これは和田さんいろいろ御承知だと思ひますが、この一項と二項はまるで趣旨が違います。一項のほうは、自分の作業中に出てきた廃棄物は自分で始末しなさい、それをはおつたらしくて市町村のお世話になるべからず、またお世話になるときには金を取られますよという意味の根拠規定でございますが、二項のほうはそうではないので、国民の消費資材等になるものを事業者がつくる場合の心がまえでございます。たとえばこのめがねプラスチックでございます。和田さん罰則をかけると言われますが、このめがねがかわれますと、おそらくこの節では修繕に出すよりも捨てて新しい物を買に行くというところになりますから、このめがねの製造者は、捨てた際に世間に迷惑をかけないように、たとえばこれを燃やした場合に塩素ガスが出てこないように、あるいは非常に高温を発生して炉がこわれるような、そういうことがないような素材の研究開発につとめなさい、こういうことでございします。

で、罰則をかけるにも、その際めがねをつつたやつは罰則だ、プラスチックのめがねをつつたらどうだ、鉄のめがねでもこわれた場合は捨てます。捨てた際にはその鉄が始末がしやすいようなものをつくりなさい、これはめがねはなかなか捨てさせんけれども、それが牛乳びんとか何かなりますと毎日要りますから、その際に、それは事業の用に使いますけれども、廃棄物になって出てくるときは消費者の家庭から実は出てきます。おそらくヤクルトでも——これは例にとつて恐縮なんです、ヤクルト会社がこの容器をつくらして、ヤクルト会社はそれを買って、自分がつくった乳酸菌飲料を入れてまして、そうして消費者の家にワンウェイで売り渡すと、そういう際にびんのメーカーも、またヤクルトさん自身も、これを容器として販売するのですから、ヤクルトさん自身もそれを消費者の家に配り放して、あとは知らんよという

顔はしないように、できる限り自分で回収するなり、あるいは処理されやすいような資材を開発するなり、何らかのひとつ努力をすべきであると、こういうことをやらすべきではないか。これは販売なんという字は最後まで入らなかつたのです

が、実は私ががんばって、販売というものを入れておかないと、百貨店の袋でもビニールの袋がたぐさんごいますので、あれは百貨店は販売の用として出すものですから、ああいものものをむちゃくちやに出すべからずといううな、ひとつこちらから、ああいものをやたらに出してもらつたら困るということを言えるようにしておこうじゃないかということを入れました。したがって、罰則をかけることと、そういうものをつくるべからず、べからずに反したときは罰則だと、こういうことならともかく、これはプラスチックに限ります。その他のいろいろの素材、資材につきまして、自動車にしてもそうでございます。あるいは電気冷蔵庫にしてもそうでございますので、メーカーにひとつの倫理的義務を与え、場合によつて適当な始末がしやすいようなことをしないと、それが許可にかかる製造などの場合には許可しないというこの根拠にもすると、こういうつもりでこの規定を実は、多少の抵抗がございましたが、実は入れたと、こういうわけでございます。

○和田静夫君 これだけではやっぱりつくれ続ける危険性というのがある。たとえば、まあ最近な例で牛乳が出ましたが、牛乳の容器に行政指導で禁止をされているものが使われる条件が全くなくなる、全くなくなるためには、もっとやっぱりこれに対して罰則適用等が考慮される必要があるのではないだろうか。子供たちの何ですか、一口に飲むジュース類、これなんか、あのプラスチックの容器なんというのは、初めから一輪差しにするなんというところは想定できません。飲めば店の前で捨ててしまふ。こういう形のものですね、そういうものはもういけなさにまわっている。それに対して行政指導でもっていきません、

許可しませんなどといううな形のことを用意をされながらここをつくられた、いまの大臣の答弁では、この三条を入られた、そういうことですか。

○国務大臣(内田常雄君) ちょっと補足します。

それがいまのジュースの一口飲み容器であれ、これは好ましくないものなんです、それをつくってべからずという規定がないと罰則かけられないのじゃないでしょうか。ところが、それをつくってべからずという規定は、廃棄物処理法の中ではもちろんのこと、いろいろなことから物質が出てまいりますので、こういうものをつくつていいかぬ、ワンウェイの牛乳容器でも、ヤクルトの容器でもつくつていいかぬということ、私は言えないんじゃないかと思ひますが、たまたまきめて幸いなことに、乳製品の容器については、これは全く衛生上の見地から、透明なガラスびん以外ものを使おうとする場合には、許可ですか、承認ですか、を得なければならぬという規定がたまたま食品衛生の見地からあるわけなんです。それはおそろしくこういう趣旨だと思ひます。プラスチック類などに可塑剤というものが入ります。その可塑剤が中の乳酸飲料その他のジュースでもいいのですが、そういうものに溶け込む危険があるもので、それらを分析した結果、その心配がないというものでない限りは許可しないという、全く食品衛生的な見地から許可主義が置いてございす。でありますから、そういう危険がない限りは、本来からいうと、ここまで言うとき過ぎになります。が、しかし事をなすきりするために申しますと、許可をしなければならぬものかもしれませんが、可塑剤が浸透しないのだ、毒物劇物も入っていないのだというになりますと、食品衛生法上の目的からいうと許可しなければならぬいかもしれませんが、しかし、一方、そういうものがワンウェイではなんらんしますと、廃棄物処理法上非常に困ることになりますので、そこで、ここどういう規定で処理しやすいようにしようという今度法律ができたのだ、だからあわせて処理しやすいも

のでなければ許可しないよ、こういうこれは一つ手段にもなる、こういうわけなんです。しかし、めがねとか、万年筆につきましては、あるいは歯ブラシなんかもそうでございしますが、これについては、これはあくまでもどうもやはり協力要請規定でございまして、罰則の適用といううなことは、あるいはめがねの製造許可にかけるとかあるいは万年筆の製造許可にかけるとかいうことは、これはできないんじゃないかと思ひます。思ひますが、しかし、世間では、そういうものが一般の廃棄物の中へまざつてくるものから、焼却装置が焼けてしまつたり、空気が足りなくてばい煙が出たりするわけですから、皆で、こういうものがあるにいかかわらず、あれはいかぬのだというふうにだんだん世間も持つていつてきているので、そういう面からいいますところでは締め上げていく以外にはないのじゃないか、罰則というわけにはいかないのじゃないかと私は考えるわけ、決して業者を私は弁護すると、こういうことではございせん。

○和田静夫君 時間の関係もありますから進みますが、第四条の一項「職員の資質の向上」についてというやつがありますね。「資質の向上」、各自治体の長というものは、御存じのとおり、自治法や地公法に基づいて当然やっていることなんです。それなのにあって清掃法でこれをうたつたこと、これはどういう意味があるのですか。

○政府委員(浦田純一君) これは、実は現行の清掃法の中にも同様の表現があるわけでございます。したがって、今回特にその「資質の向上」云云について配慮したわけではございませんが、これが入ったいきさつを考えますと、やはりだんだんに廃棄物の処理というところに科学的な知識というものが要求されてきているわけでございます。ことに、どういったような廃棄物が出てくるかわからない、爆発の危険があるとか、あるいは皮膚がおかされる危険があるとか、いろいろなそういったものがあるわけでございます。それで科学技術の向上と、またそれに即応いたしました知識、手技といったことが強く要請されてきております。このような見地から、国あるいは県におきましていろいろの研修会を行なつておたり、あるいはまた、こちら側から国としても予算を計上いたしまして、一般廃棄物の処理施設の技術管理者の研修会をやるといったこともやつておりました。そういう意味合いで、もちろん公務員としての一般的な資質ということはもちろんこれは公務員法その他でもつてやるのは申すまでもありませんが、私どもは、近代清掃法はやはり技術的な裏づけがほしいという意味で、特にこの文句は入ったわけでございます。

○和田静夫君 これは技術的な裏づけなども含んで当然これは自治法、地公法に基づいて自治体の長がやつていっていることなんです。前の清掃法にあつたからおそろしくそのまま写されたかと思うのだが、私は、清掃法ができたときに、いつてみればこの「職員の資質の向上」を特に清掃法だけが——他の個別法にはないのですから、入れた筋合いというものは、いまここで言わなくなつた、わかつていのです。それがいまの状態の中で、今日の現況の中でもこういう考え方が残つておるといふのは、これはたいへんな問題だと思ひます。いま科学的な資質などといううなことを言われたことは、あとからつけたこれは理由です。最初に法をつくられたときの立法のいゆる論議がずつと残つていますが、そういううな事情というものはもうないわけですが、それは一部ではまだ差別待遇なんというのは行なわれている。行なわれていないけれども、そういう事情というものはなくなつていっていることをやはり基本的に考えて、第四条のこの部分については、当然自治体の長の責任においてやつていっていることなんです。他の個別法にないのに、これだけが持つていっている意味合いはないと思ひます。削つていただきたいと思ひます。

○政府委員(浦田純一君) 従来、厚生省といたしまして、いわゆる清掃事業全般の運営の改善向上といううなことで、市長会あるいは都市セン

ターあたりの御協力も得ましてそれぞれ関係者、学識経験者の方にお集まりいただきまして、いろいろと技術全般のことから職員の方々の待遇の改善、作業方法の改善といったようなことで万般にわたりまして論議を重ね、御意見を賜わってきただころでございます。したがって、私どもの考えの中に、いま先生の御指摘のようなことは万々ないのですが、御般も、法改正につきましましては、従来の条文はできるだけそのまま表現を変えずに、こちらに移しかえるといったような一つの方針がございましたので、全面的な法律改正のいいはとっておりますけれども、現行の清掃法の規定はそのままは中身において残っておりまして、いまききさつもございました。それらの点については、今後誤解のないように私どもの行政指導上の面で十分に配慮してまいりたいと思ひます。

○和田静夫君 時間の制約がありますからあれですが、この部分については理事会で一ぺん取り扱ってもらいたいと思うのです。他の個別法にないのに、いま答弁があったように、従来のいきさつからこの部分は残っているのです。その従来のいきさつというものが問題なんです。したがって、これはもう私がここで何べんやっても時間を食うだけです、取り扱いは一ぺんゆだねておきます。

第二項に、都道府県は、「当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況はあくし、」とあります。たとえば昨年の八月十九日の生活環境審議会清掃部会都市廃棄物分科会、ここで安田委員が、先ほど産業廃棄物の行くえ調査の話があったが、産業廃棄物、いうならば業界の恥部であり、公表をはばかりたい気持ちにはわかるが、このために正確な実態をつかみにくいというらみがある、こう発言をされております。この状況がある限り、第二項のこの「産業廃棄物の状況はあくし」は実は不可能なんです。それとも、この新法のもとではこの状況が改善される見通しがありますか。

○政府委員(浦田純一君) お尋ねの第四条の第二項の「産業廃棄物の状況はあくし」ということではございますが、これらにつきましては、都道府県のはうで計画を策定するにあたりまして、当該産業廃棄物を排出する事業者、施設からいろいろと報告を徴収するということが一方ではできるわけでございます。それから私どもは、来年度の予算要求の中におきまして、都道府県でもってこの産業廃棄物の処理計画、これは恐縮ですが、後ほどの第九條、第十條で「都道府県知事は、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の適正な処理を図るため、産業廃棄物に関する処理計画を定めなければならない」という規定がございますが、この規定の中身を遂行するために必要な調査費というものの予算要求も実はしているところでございます。その両相まちまして、従来は、確かに先生の御指摘のようないろいろと実態を把握しにくい状況であったかと思ひますけれども、今回のこのような法改正によりまして、私どもは、できるだけ産業廃棄物の状況を、一〇〇%までといたしませんでも、できるだけそれに近いような把握を期待していきたいと考えておるわけでございます。

○和田静夫君 当然のお答えだと思ひますが、問題は、その業界に向かって、業界の恥部としての産業廃棄物の公表というものを指導上やっぱり強く迫っていくかといふこと、これは死文化する、そういうことが考えられますから、それは意見として強く述べておきます。

五条二項の大掃除です。こんなことまで法律に書く必要は私はあるのだろうかと思ひます。これこそ地方自治の内容に属する問題なんです。こんなものは削られたらいいんじゃないですか。○政府委員(浦田純一君) 確かにそういふところ考へもあろうかと思ひます。市町村のいわゆる固有事務としての清掃事業、これは当然の市町村の責務ということでございまして、一々こまかく国が法律でその中身をいろいろときめていくといったような考え方は、あるいはおかしい点もあるかもしれません。しかしながら、現行清掃法のでき

ましたいきさつあるいは今回の産業廃棄物を入れましての法改正案を作成いたしましたまでのいろいろな各方面からの御意見というものを総合いたしますと、必ずしも市町村によりましてはその固有事務である清掃事業というものがなかなか十分に行なわれていない、かような実態もあるのではないかと。こしはばくの間は、やはり国の段階で、進んでいく地方自治体の実情というものを、勘案しながら、いろいろと最低限の条件については、できれば法律の中でもって明定していくということが現段階としてはやむを得ないのじやないかと。いふたうな考えもあるわけでございます。もう少しきつくりいふと条件をつけろといったような御意見も一方あるわけでございます。私どももいたしましては、第二項のこの程度のことは、現在においてはやはり国全体のレベルを考へて、おこなっている市町村といったようなことでも考慮に入れました場合には、必要やむを得ざるくらいはの条項ではなからうかと考えておるわけでございます。

○和田静夫君 時間ばかり気にしているものだからあれですが、いまの前段のお答え、それがほんとうのところだと思ひます。あととところずいぶん苦しうなんですが、旧法で悪いことは悪いから、今度新しく法律をつくるのですから、その辺のことをやはりはっきりされたほうが私はいいと思ひます。やはりそういう立場に立つてもいいと思ひます。

それで第六條の四項の可燃物と不燃物の区別です。これは一体住民はどういうふうに分けらるというのですか。

○政府委員(浦田純一君) これは、たとえばプラスチック類とかあるいは台所から出ます厨芥といったようなものを別の容器に入れて集積場までひとつお運びいただきたい、こういった趣旨でございまして、従来のいきさつを申しますと、戦後、このように可燃物と不燃物、台所の厨芥あるいはその他のいわゆる雑ごみといったようなものを分けて収集していったという歴史はございま

す。いわゆるこれを分別収集と申しておつたのでございまして。それから現に、現在でも多くの市町村でもって分別収集ということは行なわれておるわけでございます。一部大都市におきまして、だんだんにこれは都市の生活が複雑化してきたというところもございまして、また収集する側の利点を考へまして、混合収集ということが取り入れられたわけでございます。その段階においては、混合収集は非常に清掃事業の効率化ということで利点があったと思ひます。ところがだんだんに、いわゆるプラスチック類等をはじめとするいろいろな複雑なむずかしいものがごみとして出るようになりまして、これらが都市の清掃施設に対して非常に重大な影響、損害を与えておるという事態になつてまいりますと、これは単にいままでの混合収集だけの利点というものを考へるわけにはいかないのじやないかといふことで、混合収集を再び分別収集に御協力願うというふうな点をこちらとしてはお願いせざるを得ない、このようなことかと思ひます。

○和田静夫君 可燃物と不燃物を各別の容器に収納をし、粗大ごみを所定の場所に集める等、このことは市町村と住民との具体的協力関係の内容です。ここでは抽象的な義務規定にとどめられる、そういうことが私は至当なんだと思ひます。がね、いかがです。

○政府委員(浦田純一君) その点は、先ほどの五條の二項で、和田先生が申し上げられたと同じような御趣旨の考へかと思ひますが、やはり現状におきましては、第四項に規定しているような事例をやはり法律として、いわばナショナル・ミニマムと申しますか、そういういたるところに焦点を合はして考へていかざるを得ない状況じやないか、このように存じておる次第であります。

○和田静夫君 第五項の「事業活動に伴ひ多量の一般廃棄物を生ずる」場合、この場合とはどんな場合ですか。

○政府委員(浦田純一君) いろいろの場合があると思ひますが、たとえばマーケットみたいな場

所、それから特別な専門のお店がずらっと、小さいお店でございしますが、並んでおるといったような状態が考えられるかと思ひます。また大きなビルディングあたりで、それぞれの事務室から出てくるごみの量は少なくても、全体として集まった場合にかなりな量になるといったようなことも想定されるわけでございします。

○和田静夫君 ビル、商店、そうすると、この五項にかかわらず、三条の一項がある以上は、いわゆる事業活動に伴い生ずる一般廃棄物、基本的には事業者がその責任において処理しなければならぬものなんですから、その処理はむしろ例外的に市町村が協力をしてやる、そういう場合の規定ですね。すると、いまの趣旨から、この六項にいうところの一般廃棄物とは、事業活動などに伴い生ずる特殊に大量な一般廃棄物を指す、こういうことではないですか。

○政府委員(浦田純一君) ここで第三条の第一項では、まことにことばだけの問題でこういうことを申すのは恐縮であります、第三条の第一項は「事業活動に伴って生じた廃棄物」という表現でございします。それから、第五条の第五項では、「事業活動に伴い」、「多量」が入っておりますが、「一般廃棄物」という表現になっておりまして、第三条では、つまり全般的に廃棄物という、第二条で規定しております廃棄物というもののついでに事業者の責務ということをやつたおのりでございします。第五条の第五項で言っておりますのは、第二条の第三項で限定する産業廃棄物以外の廃棄物ということに相なるわけでございします。が、そういったような区分があるわけでございします、実際のにどうなりますかと申しますと、これは一つの例で申しますと、一般家庭から出てまいります廃棄物については一定の料金を取る、あるいは場合によっては取らないと、ところが多量に出てくる、たとえば八百屋さんあるいはマーケットから出てくるこういった廃棄物は、一般廃棄物であつても場合によっては従量制の料金を取るとか、さらにはもっとそれこそコストまでも見込んで

だ料金を取るといったようなことになり、また産業廃棄物としてはつきりと限定された場合には、それこそその処理施設からまたそれを維持するためのいわゆるランニングコストといったようなもの、これは事業者の責務になるといったような分かれ方も考えられるわけでございします。ことにまんなで申しました従量制の料金を取る云々といったようなことは、従来の清掃体系でもそういったような扱いをしておるといふこともございまして、そういった実態に即しての説明を申し上げますとあるいはおわかりいただけるかと思ひうわけでございします。

○和田静夫君 この第六項は、条例で定めて初めて手数料が取れるという条項でありますから、そうすると自治法の二百二十七条二項の別の法律の定めとは思われないうけです。とすれば、自治法の二百二十八条がある以上この条項の必要は全然ないということに私はなると思ひますね、いかがですか。

○政府委員(浦田純一君) 地方自治法の手数料条項、御指摘の二百二十七条の規定は「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料」を取ることができるといふことで、これで十分ではないかという御趣旨だと思ひますが、「特定の者のためにする」ということ、さらにここで、清掃法でもつてこの法律を受けてまた特別のこの定めをした、いわばこの二百二十七条を受けて清掃法でもつてはつきりと定めをしたと、こういう関係になるわけでございします。

○和田静夫君 これはもう一べんあとで返ります、ちょっと進みますけれども、第七条一項の「その他厚生省令で定める場合」は、たとえばどういう場合ですか。

○政府委員(浦田純一君) これは、下水道のほうから出ます汚泥とか、それから浄化槽の掃除の場合に出でまいります液状のものとか、こういったようなものが入ってくるわけでございまして、失礼いたしました。下水道の終末処理場から出て

まいります汚泥がございしますので、それを除くという意味でございします。

○和田静夫君 第二項の当該市町村による一般廃棄物の収集運搬及び処分が困難、この場合はどうなるのでございしますか。

○政府委員(浦田純一君) たとえば急に市街地が広がりました、いままでの計画処理能力をもつてしては急の間に合わない、あるいは急に新しくそこに団地ができて人口が非常にふえてきたと、そういったようなことで急の間に合わないといったような場合でございします。

○和田静夫君 第四十八国会において清掃法の一部が改正をされた際に、厚生省は、現行清掃法の十五條の二につきまして、「汚物の収集及び処分が困難であり」という場合は、当該汚物が工場等の生産活動に伴って排出される多量の汚物、または通常の施設において処理することが困難な特殊な汚物である場合、年度の途中において予期しなかつた急激かつ大幅な人口の増加があつたため市町村の作業体制の整備が間に合わない場合であると答弁されておるのです。今度の法改正によつて、当該汚物が工場等の生産活動に伴って排出される多量の汚物、または通常の施設において処理することが困難な特殊な汚物とある場合は、産業廃棄物の処理ということで別扱いになつたわけですから、この七條の二項の困難な場合とは、年度の途中において予期しなかつた急激かつ大幅な人口の増加があつたため、市町村の作業体制の整備に間に合わない場合、それだけということになるうと思ひますが、よろしいですか。

○政府委員(浦田純一君) 人口が急増した場合、そこに新しく団地ができた場合、それから区域が広まつたと、そういったような先ほど答弁いたしましたとおりでございしますが、ただし、市町村自身が行ないます事業活動といったようなことがあるわけでもございします。それはたとえば下水道の終末処理場から出る非常に多量の汚泥、あるいは焼却施設などから出てまいりますいろんな燃えがらその他、場合によつて市町村の事業活動に伴う産業

物のうちで、いわば産業廃棄物と同種のような性格のものも場合によつてはあり得るわけでございしますけれども、一般的には、先生のおっしゃった人口の急増、あるいは団地の新造といったような場合が大部分であらうかと思ひます。

○和田静夫君 私は、決算委員会でも、またきょうの委員会でも何度か言つてきましたが、清掃事業、つまりごみ処理というのは、地方自治体の住民へのサービス行政の中ではかなり基本的なものでなくては、大臣にお聞きをしたいんですが、それだけでなく、欧米などに比べて日本では民主主義の基礎といわれるいわゆる住民の地方自治への帰属意識が薄いわけですね。まあ、最近はそのうちなつてまいへんな勢いで全国で住民運動が起こつていますから、非常に盛り上がりがある。そういう意味では住民の地方自治への帰属意識といふものが非常に勢いで近代的なものに確立されるという状態になつてきているとも思ひますが、この清掃事業くらいは無料直営といふことにならないと、住民にとつてますます地方自治体は遠いものになつてしまひます。大臣の政治力でこの清掃事業の無料直営原則をもつとすると私は強く押し出していただきたい、そういうふうにお思ひますが、これはおかぜをお召ししようけれども、ひとつ明確に、いつものようにはつきりした答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 公共団体の固有事務でありますし、また公共団体は住民税その他の税金もつていふわけでございしますから、私はそういうものでカバーできれば、それにこしたことはないと思ひます。しかし現行の清掃法にも同様の規定もあるというように、また、ことに一般廃棄物の中には家庭廃棄物と種類は同じようなものでありまして、やはりさつきもたびたび話が出ていますように、業者である八百屋さんのお店で、あるいは市場から出てくるような市場ごみのようなものも一般廃棄物として市町村が処理せられるような場合に、そういったものを市町村が手数料を取る必要がある、取つたほうがよいと考え

られる場合には、条例で取り得るようなことにしておいたほうがいい場合もあるのではないかと私は思うわけでありまして、最初にお互いの議論の中で触れました一般廃棄物の中の、広い意味が狭い意味かによりましてこれは違ってくることでございますが、やはり事業者責任の意味から、この法律上一般廃棄物とされるものの中でも手数料を出させたほうがいいものもあるかもしれないとも、私は、恐縮でございますが、漫然と考えます。

それから、これは所管でございせんから、私もはっきりわかりませんが、下水の処理などにつきましてもそれは同じであります。これも水道料金に上乗せして下水道料金を取っている公共団体もあるという点から、この点等も考えますと、必ず取るということではなしに、それぞれ地方公共団体のお考えで条例をつくるわけでありますから、市民の意向を十分に反映した上でおきめになるようなことではないのかとも私は思います。

○和田静夫君 直営のはうはどうか。

○国務大臣(内田常雄君) 私がいま申しましたのは市町村直営。市町村で直営されます場合に、各家庭から出てくる家庭ごみ、お勝手ごみもございまして、それから市町村直営であってもやはり市場とかあるいは八百屋さんとか、魚屋さん、あるいは業者から出てくるものもあるわけでありまして、そういう場合に市町村直営の場合でも、それは魚屋さん、八百屋さんから取ったほうがいいというわけじゃありませんが、業者さんだから、やはり取ったほうがいいという状況にありまします。国が必ず取れというわけじゃないのです。が、条例で定められる余地を残したら、こういう気がいたすわけでございます。

○和田静夫君 これはいつもの大臣らしくない答弁になりましたね。前段で切れておればみごとなものだと思つたのですが、あとのほうが余分じゃないですか。さつきからずっと論議をしてきましたように、そこで、私は最初に言ったように、一般

の廃棄物という、こういう規定のしかたの中にどうもごまかしがある、じゃ家庭の廃棄物という形にして、それは直営無料、そういうふうに明確にされたほうがこの立法の精神からいってたいへん正しいのじゃないか、こう思うのですよ。そこにどうも混濁がある。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、先ほど論議の最初のときに申し上げまして、私はよくわからぬ点がある、こういうことを申し上げましたのは、地方自治体の直営の場合、清掃をやられております範囲を一体いまの事態のもとにおいて広いほうがいいのか、狭いほうがいいのかというところが私にはわからない。しかし、たとえばこれはあたつていませんかもしませんが、自治体においてそういう職務を持っておられる職員の方々の団体もございましょうし、また、直営の仕組みもあるわけでありまして、各家庭から出るごみにだけ局限をするよりも、似たようなものは市場から出るものとか、商店街、魚屋さんあるいは八百屋さん等から出るごみにつきましても、やはり私は自治体のこれらの組織の方が自分の仕事としておやりになるほうがいいのではないかと、そういう考え方も強いのではないかと思つた。したがって、これらの自治体が行うのは家庭ごみに限つてしまつて、それは無料だということ、そういう行き方もございましょうが、より広く手に負えない、また、当然それは事業者がみずからの責任においてやるなり、あるいは金を出してやるべきもの、この法律でいう産業廃棄物は別といたしまして、事業者の事業の過程から出てくるものでも、一般廃棄物といわれるものは、自治体、自治労などの組織でやるようにしておいてあげるほうが私は親切じゃないかという気が、これはよくわからないのです。が、いたすわけでありまして、そういう際に私は決してばかしく、普段の厚生大臣らしくない答弁をするわけじゃございませんが、そういうお金を取つてもいい事業者から出るものもあるんじゃないかと、こういうふうに思ひまして、それを必ず取れというわけじゃありません。親切な公共

団体があつて、市場から出るごみにしても、あるいは百貨店から出るごみにしても、八百屋、魚屋さんから出るごみにしても、みんなただでやつてやるということももちろんけっこうなことでございましょうが、取ったほうがいいと思う場合には取り得る道を残したほうがいいのではないかと、こういうふうに私は思ひます。これが間違ひだということでありますれば、またひとつお教えをいただきたいと思ひます。

○和田静夫君 基本のところでもまだ分れていますが、したがってそのことはもう一ぺん整理しますと、政令で定めるところの部分、定める条件、物について、言つてみれば関係者の意見も聴するということでは先ほどお約束願つたとおりですが、そこでもつてきまつていく。そうすると、たとえば魚屋さん、八百屋さんというものが事業活動という形でそこから出す、いわゆる廃棄物というものは、その産業廃棄物という概念の中に入つていくかもしねぬわけですね、政令をつくることとの関係者の意見を聴することによつては、それを除く部分について、私は、もう当然それは直営、そして無料というのが当然ではないか、こう言つてはいいわけですね。その前段の部分がまだ大臣と最終的に意思統一ができていませぬからあとの注釈が加わつておけばいいんじゃないですか。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、ただどけつこうなものはないと思ひます。でありますから、この規定も取りなさいという、家庭ごみについて取りなさいというわけじゃありません。それで決してことばを濁すわけではありませんが、ごみの種類にもいろいろありまして、家庭から出るごみでいわれる粗大ごみというようなものがございまして、この節は皆さんの生活水準が高くなつて、テレビをほつたら、電気洗たく機もほつたら、冷蔵庫もほつたら、電化製品というやうな、家庭から出るごみ、これは事業活動から出るものじゃないから、狭い意味においても一般の廃棄物になると、家庭廃棄物になるわけでありま

が、そういうものは目下の規定は、御注意をいたしたような規定で、別に積み上げてしまふべきところまで運びなさいというやうな、親切過ぎるやうな規定もあるわけでありまして、ああいうところから見ましても、最近そういうものが非常に多くなつております場合に、ただはどけつこうなことはございせんが、そういうものについて料金を取らなかならぬというやうな場合には、それも取つちやいかぬということにしてしまつていいのかどうかということがございまして、その辺は条例で市町村におまかせすると、こういうつもりでいかかと思ひます。

○和田静夫君 原則は、言つてみれば考え方としては無料であるという、前段で大臣が答弁をされた考え方というものは、それはそれでいいわけですね。

○国務大臣(内田常雄君) ここには書いてありませんけれども、そういう考えのもとに取ることができると、こういうことだけにいたしてあります。

○和田静夫君 四十三特別国会で、政府は今後請負については規制をする御答弁された。広範かつ強力な行政指導と、そういうまあ約束をされた。その後、自治体における清掃事業の民間委託は、御存じのとおり、拡大をされているのです。厚生省はどういう行政指導をされたわけですか。

○政府委員(浦田純一君) 前国会で、いわゆる清掃事業の直営という問題についていろいろと御意見が出たわけでございますが、その際、直営というものの考え方につきまして、市町村がその職員を使つてやるという場合が一つ考えられるということでございます。それから業者が現実の問題として、いわゆる許可業者でございまして、いろいろと清掃事業については分担をいたしまして、全体的な作業の進捗に寄与しているわけでございます。これらにつきまして、そのときの実態でどうかと申しますと、どうも市町村のほうで漫然と業者に許可を与えて、そして収集あるいは運搬、あ

るいは処分といったようなことまで当たらしめておる。この中身についてはほとんど掌握していないといったような実態が当時は非常に多かったわけでございます。これらは市町村長の義務を十分に遂行していないのではないかとというような強い御指摘があったわけでございます。私も、現行の清掃法、あるいは現行の清掃法が前回国会に提出されるまでのいきさつを考えてみますと、御指摘の点は多々あったかと思ひます。それでそのような場合に、市町村長の義務としても、また許可業者がせつかくいろいろと清掃事業について分担しておられるその実情から見ても、これらをひとつきちんとする必要があるということ、委託というものの考え方を取り入れたわけでございます。この委託と申しますのは、中身を政令できちと定めまして、そして市町村長がみずからの職員を使うと、少なくとも同等に、あるいはそれ以上に十分に市町村長が業者の中身を把握いたしまして、そして事実上の市町村長さんの手足となつて動けるといったような、そういった実態があらわれるように政令にいろいろと取りきめてやつてきたわけでございます。当時、むしろこのような清掃事業については業者にいわれる請負という形でまかしてもいいのではないかとという極端な議論もあったわけでございますが、それらについてはやはり市町村長の義務が明確な形で遂行できるようにということで、委託は、つまり例で申しますと、東京都で行なつておりますような委託というものは東京都直営という考え方で、その範疇に入れてよろしいのではないかとというふうにしたのでございます。また、これによりまして、むしろた

も、いわゆる直営という形でつて漸次整理していくように団体その他を通じていろいろと指導してきたところでございます。

○和田静夫君 第七条第六項、処理業者のこれは事業が進行してしまつていふことなんですね、實際上これは不可能ではないかと思うのです。このような条項よりはむしろ許可基準をきびしくする、そのほうが必要じゃないか。

○政府委員(浦田純一君) まさに和田先生御指摘のとおりだと思ひます。したがって、ここにあります許可を取り消すとか何とかといったようなのは、すでに許可の段階でもつてそういったことがあらかじめ起らないようにしつつとしておく。しかし、これでもなおかつこういった問題が万一起ることもあります。その場合には許可を取り消す。それからさらに背景と申しますか、基礎、ベースと申しますか、市町村長さんはいろいろな一般廃棄物の処理についての当然の義務がございまして、市町村長さん方が許可するときにはそういったことを十分念頭に置いてやると思ひますし、もしもこれによつて許可業者の分担して

おりました範囲内の清掃事業が停滞するというようなことになりまして、これは直接に市町村長さんの責任になるわけでございますから、どのような手段を講じてでもこれには対抗していただくべく、ちやならないというふうに考えておるわけでございます。

○和田静夫君 この第八条の第三項の場合も、いまの第七条第六項の場合と同様に不可能であつて、むしろこれも私は基準をきびしくすべきではないかと思ひます。新しい、何と申しますか、いわゆる修正後の法律案の八条三。

○政府委員(浦田純一君) 確かに御指摘の点があるかと思ひますが、一般廃棄物の処理施設、その他廃棄物の処理施設をつくる場合には、あらかじめその届け出をさせまして、基準に適合しているかしていないかということをごらんでチェックするという段階があるわけでございます。それから、それで施設が運転を開始するわけでございます

すが、それが途中でどうも思ひしく維持管理が行なわれていないというようなことでいろいろと問題が生じたということで、その場合に使用の停止をかけるというけれども、あるいは改善命令をかけるというけれども、全般的な清掃事業の非常に窮乏した事態からいって、そういったことは無理じゃないか、こういったような御趣旨じゃないかと思ひますが、もちろん、私も、まず届け出の段階で、そういった施設が将来十分に維持管理できるといふ見通しをひとつはつきりとここで確認しておきたいと思ひます。

それから根柢になります処理施設の能力の問題ですが、これらはいまの清掃施設整備計画にのつておりまして、いろいろとその早急な整備をはかっているところでございますが、さらにその最も根本になつております一般的な廃棄物処理施設の能力をふやすということが根柢になつてはならないのでございまして、いづれにいたしましても、法律でいろいろな処理施設の適正な維持管理というものを期待する以上は、それが少しでもはなれた場合にはその施設の修理、改善、あるいは場合によつてはさらに停止をかける、それによつて起こるもの、たとえば廃棄物からの悪臭とか、あるいは不衛生な状態、あるいはさらに焼却施設の故障によつて起こる大気汚染、こういった問題を防ぐということのほうが先になるというような場合もあるかと思ひますので、このような条項を設けておくということは必要であらうと思ひます。

○和田静夫君 そうしますと清掃法施行規則第十条第七項「市町村は、その設置に係る施設の維持管理をみずから行なうこと」と、これとの関連は一体どうなりますか。

○政府委員(浦田純一君) 現行の「市町村は、その設置に係る施設の維持管理をみずから行なう」ということは、これはこういう考え方で設けた規定でございます。すなわち、市町村の清掃事業に対する責任のうち一番重大な点は、最後の究極において衛生的に処分できるかどうかということ

でございます。したがって、たとえそれが委託業者に対する委託、あるいは場合によりましては一部許可業者にやらせるといったような場合におきまして、この最終処分の、たとえばごみ焼却炉あるいは尿尿の処理施設といったようなものの施設の維持管理ということについては直接責任を持つて万漏れないようにやつてくれという御趣旨でございます。

それから本改正法案の中におきます一般廃棄物処理施設の維持管理の規定でございますが、これはまことに何かしなことを申し上げるようですが、実態をいたしましては、この一般廃棄物処理施設ほとんど大部分は市町村の設置するものであらうと思ひます。一部いろいろと考えましたが、たとえばボンゴ車とか、先ほど大臣も申しましたように、冷蔵庫のはうり出したものとか、テレビとか、そういった粗大ごみといった場合に、場合によつては特別の手数料を取つてもこういった廃棄物処理施設でもつて処理しようといったことも考えられないわけではないわけでございます。そういったようなごく特殊な場合についての処理施設、これは一般処理施設としての、場合によつては市町村長の手を離れていくといったようなことも考えられないこともございせんので、それらの点を予想いたしまして、このような改善命令並びに場合によつては使用停止命令が発せられるというように、これを特に担保しておるわけでございます。

○和田静夫君 質問をまとめて言いますから御答弁願ひたいと思ひます。十條關係を全部質問しますが、十條の第二項に「市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができ産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる」と、こうあるわけですね。共同してやる場合自治法二百八十四条に基づく許可は要るかどうか。

それから二つ目、市町村が一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物あるいは処理することができ

でございます。したがって、たとえそれが委託業者に対する委託、あるいは場合によりましては一部許可業者にやらせるといったような場合におきまして、この最終処分の、たとえばごみ焼却炉あるいは尿尿の処理施設といったようなものの施設の維持管理ということについては直接責任を持つて万漏れないようにやつてくれという御趣旨でございます。

る産業廃棄物について、一体その具体的な基準は何か。

それから第二項がどのように規定している半面、費用の負担については、第十三条二項のように、「条例で定めるところにより、徴収するもの」となっています。これでは、それだけでなく企業に弱い市町村でありますから、産業廃棄物の処理に市町村の一般財源が使われることになるのではないかと、こういう規定を入れるのならば、事業者の費用負担原則にもつとちと原則というものを定める、そうしませんでしたと第十條一項の、みずから処理する事業者の責任が骨抜きになると思うのですが、いかがですか。

○政府委員(浦田純一君) 市町村が共同で行ないます場合には、いわゆる一部事務組合として、都道府県知事の許可が必要になります。

それから「一般廃棄物とあわせて処理することのできる産業廃棄物」というのは、まことにばく然とした言い方になるかもしれませんが、市町村の能力に応じて、現にある処理施設、受け入れ態勢といったようなものに依りて受け入れられる産業廃棄物ということになるわけでございます。たとえば市町村でもってプラスチック類の専焼炉を施設として設けておるといったような場合に、そこに中小企業でプラスチック加工業なりをやっている業態がかなりある、しかし単独でもって施設を設置するといったようなことはなかなかむずかしい、共同でやるという場合に、事業体だけの共同の施設としてつくって運用する、あるいは市町村のほうでやっております清掃事業の中で、やはり家庭から出ますごみの中に廃プラスチック類もかなり含まれているわけでございますので、できれば市町村としても専焼炉を設けて処理するほうが望ましいということで専焼炉が設置されるという場合も考えられます。そういったような場合には、むしろ手数料を払っても市町村のせつた保持しておる既設のプラスチックの焼却炉を使つたほうがよろしいというようにならうかと思ひますが、そういったような場合でございます。

それから費用をどうするかということでございますが、「条例に定めるところにより」と申ししますのは、これは費用の中身の問題よりも、費用の徴収の方法ということになることだと思ひます。そして事業主のいわゆる排出者の責務という原則を考えますと、最も産業廃棄物としてはつきりしておる、たとえばその工場内でのいるる生産過程でもって出てきます原料くず、こういったようなものを工場内でもって処理施設を設けて処理するということは、すなわち施設の設置の費用も、その運用にかかる費用も、もちろん全部その工場、事業場が出していることで、問題はないかと思ひます。

それから問題は、先ほど例として申し上げましたような、中小企業におきまして、そのおのの事業者では処分するのがなかなかむずかしいといったような場合、たまたま市町村の処理施設を使つてもらつたといったような場合、これは応分の費用を定めまして取るということに相ならうかと思ひます。

○和田静夫君 十一條ですね、この第十條の第一項に事業者の処理責任を明確にされている以上、この処理計画を知事がつくるといふのはどうもおかしいんじゃないかと思ひます。事業者が処理計画をつくって、そして知事がその事業者の計画を基準に沿って許可する許可しないなどというふうな形にするのが、私はほんとうじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(浦田純一君) この十一條で書いてありますことは、都道府県が都道府県の区域内において産業廃棄物を処理するという場合においてどうするか、市町村のほうで適正な処理計画を立てるわけでございますが、都道府県で行ないます場合はどういふ場合かと申しますと、第十條の三項で、修正案のほうでございまして、「主として広域的に処理することが適当であると認める」ということで、それを「事務として行なうことができる」という規定がございまして、これを受けま

して、その場合に処理計画を立てる、こういうこととございまして、したがひまして、それぞれたとえば廃棄物の処理につきましては、事業者、市町村、それから市町村の連合体、それから都道府県というふうな各段階があるわけでございます。その最後の段階における都道府県の計画、こういうこととございまして。

○和田静夫君 十一條の三項の「都道府県公害対策審議会」に、現実に清掃業務に携わっている職員代表を入れるべきだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(浦田純一君) 現実に公害対策審議会の構成メンバーというもののの中に、いわゆる関係団体の代表の方とかあるいは自治体の代表の方とか、それから学識経験者、こういったような構成で運営されておるわけでございますが、別にそれにだれだれを入れちゃいかぬとか、これこれをぜひ入れろといったような、そういったようなきめでもございせんので、実際の運用については、それぞれの自治体の、都道府県の実態に応じてやつていくことと思ひます。私も厚生省といふたしましては、いろいろ施策をきめるときに、十分にそれぞれの関係団体の意見をお聞きし、また場合によつては審議会にはかつてやつていたこととございまして、御趣旨は尊重いたしまして、それぞれ指導してまいりたいと思ひます。

○和田静夫君 蛇足かもしれませんが、この法律では、主語が都道府県知事となっている場合と都道府県になっている場合とがあるのです。これはどう違ふのか、あとからちょっと説明もらいたいのですが、第十五條、第一項は工事に着手するにあつたの制限規定にすぎません。ところで、一般廃棄物の処理施設を規定した第八條第一項を見ますと、これは工事に着手するにあつたの手続規定であります。どうしてこのように一般廃棄物と産業廃棄物とで違わなきゃならないのですか。

○政府委員(浦田純一君) 産業廃棄物の処理施設につきましては、むしろ一般の廃棄物の処理施設よりもいろいろ態様も多うございまして、また技術的な難点も多うございまして、したがひまして、産業廃棄物の処理施設につきましては、私どもは、たとえばその施設の種類、名前を申しますと廃油処理施設とか、廃アルカリ処理施設とかあるいは廃プラスチックの処理施設というふうなことでもって、廃棄物の種類によつて分けて考えていかなきゃならない。それに伴ういろいろな技術的な問題もあらうかと思ひます。したがひまして、その種類を書き分けなくてはならないということで政令で定めるといふ一項が入つておるわけでございます。第八條の「一般廃棄物処理施設」は、これは実態として現行あります尿尿処理施設、またはごみ処理施設ということがほとんど大部分でございまして、これは現在どおりすでに基準その他については、たとえば五トン以下のごみの焼却炉はこでいうごみの処理施設として取り扱われない、こういったようなきめが政令でございまして、あとは要するにその設置の系統関係だけであらうかというところで厚生省令にゆだねる、こういった違いが起きておるのでございまして。

○和田静夫君 都道府県と都道府県知事のほうは、

○政府委員(浦田純一君) ちょっと失礼ですが、質問の御趣旨が……

○和田静夫君 さつき申しましたように、この法律の中では「都道府県」とあつたり、「都道府県知事」とあつたりするわけですが、その違いは、

○政府委員(浦田純一君) どうも私法律のほうの専門家でございせんので、その辺の区分けを明確に答へたしかねますが、「都道府県」と書いた場合には団体全体としてとらえた場合、それから「都道府県知事」と申しますと、その長としてのいろいろな権能に着目して表現した、こういったようなことだと思ひます。場合によりましては説明員のほうから説明さしていただきたいと思います。

○国務大臣(内田常雄君) これは、私も詳しいほうではございませんが、私どもが理解をいたしておきますところによりますと、この法律ばかりでなしに、今回提案をいたしてございます他の公書関係立法においても同じような書き分けがございます。その場合に都道府県」とか市町村と書きました場合には、当該公共団体の固有事務あるいは団体事務としての権能に触れる場合はそういう書き方をいたしておりますし、それから国の機関としての都道府県知事あるいは市町村長というようなものを規定いたします場合には知事とか市町村長とか、こういうふうな書き分けしていると私は理解いたしております。

○和田静夫君 これは先ほど理事会に預けた問題と一緒にあとから整理されるときに、一ぺん、これでいいのかということ法制局その他で明確にしてみたいと思います。いまの御説明ではどうもちょっと納得できないというふうな感じがありますから。

それでこの十九条の「立入検査」ですが、これは御存じのとおり、消防法の十六條の四で、市町村長等は、それに従事する職員に検査、質問をさせて、そして試験のために必要最小限度の数量に限って危険物もしくは危険物であることの疑いのあるものを云々という、そういう規定があるんです。この法律案の十九條の第一項の「立入検査」も消防法の十六條四項と同様の権限と考えていいんですか。

○政府委員(浦田純一君) お説のとおり、同様と考えてよろしいと思います。

○和田静夫君 また第一項の「帳簿書類その他の物件」、こうありますね、「その他の物件」というのは、一体どういうものなのか。単なる書類的なものではないのか。しかも三項があるとなると、現実にはどのような形で処理されているかということまで立ち入って検査できないのではないかと思うのですが、この辺はどうですか。

○政府委員(浦田純一君) 具体的な例で考えてみますと、都道府県知事、場合によりましては市長

という場合もあるかと思いますが、必要と認めます場合に十九條の規定によって現実に入つてまいりますのは環境衛生指導員ということになるかと思いますが、どういうふうな物件を検査できるか、あるいは場合によっては「帳簿書類その他」ということでございませうが、書類だけに限るのかということでもございませうが、これはやはり事業者の廃棄物の保管の場所あるいは処分する場所とか、あるいはその処理施設のあるその土地、建物、そういったものに入ることができるといふ必要物件というものについての検査ということもできるでございませう。それから立入検査を拒否したとしますと、御案内のとおり、罰則の適用を受けるということになりますし、また処理基準の違反ということになりますと、今度は改善命令を出しまして、その命令に違反すると体罰を含む罰則がかかるというふうなこともございませう。

で、第三項で「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」というのは、これはほかの法律にもこのような立ち入り権限に対する不当な権利の行使ということがないように定められておることとございませう。それに合わせたということとでございまして、必要な限りという表現は、これはこの廃棄物処理、ことに産業廃棄物の処理に関するこの法律の目的遂行上、つまり衛生的にこれが行なわれておるか、あるいは環境の保全上影響を与えていないかといったような、こういう目的的に沿うようにいつておるかどうかという意味合いで行なうこととございませうので、決してこの限りでは立入検査に対して支障がある、あるいは不当にそれが使われるといったようなおそれはないと思ひます。

○和田静夫君 二十条と二十一条と一緒にやりますが、この「環境衛生指導員」というのは、多くの方が保健所にいて他の保健業務と一緒にやっていたらいいわけですが、したがって保健所の人という感覚はありますが、清掃事業に携わっている人という形には実になっていない、御承知のと

おり。しかるに新法のもとでは、この人はきわめて重要な任務を持っていますね。当然それにふさわしい職務が全うできるように予算措置というものが私は講じられなければならないと思うが、二十一条の「技術管理者」の予算措置も含んでどのようにされるつもりですか。

○政府委員(浦田純一君) 御案内かと思いますが、現在、環境衛生指導員は地方交付税の対象の職員というようになっておるわけとございませう。それで、御承知のように、大部分は果あるいは実体的には保健所といったようなところで働いておりました。清掃部局そのものずばりで働いておるといふ例はほとんどないのでございませう。どちらへどのような人員を配置すればよろしいか、これに環境衛生指導員の身分をどこに置けばよいかということはいろいろ議論があるかと思ひますが、従来から、そういったような形で、実際上の問題として、たとえば食品衛生監視員などと同じように、保健所でもって働いておるといふ状況でございませう。それで、交付税の中でどのように配置されておるか申しますと、一標準団体当たり五名ということとございませう。

それから、ついでに申しますと、清掃部局で働いておられます職員につきましても同様で、地方交付税の対象職員として措置されているところとでございまして、私どもいたしましては、全般的にこれらの増員の要求をはかっておる。地方交付税の中における算定基礎の内訳を増大していくというところで努力いたしておるところとございませう。

環境衛生指導員の研修といたしましては、私どものほうで、四十六年度の予算要求にその実施方を要求中でございませう。

○和田静夫君 答弁残っているのですがね、二十一条の技術管理者。それから、増員を要求されるというならば、どのくらいですか、具体的には。

○政府委員(浦田純一君) 清掃部局の清掃職員のことでございませうが、現四十五年の段階では、たしか全体で標準団体当たり九十九人という数字に

なっておるかと思ひます。これを少なくとも私どももいたしましては、近い将来におきまして百二、三十名の増員をはかる必要があるということとで、現在折衝中でございませう。

○和田静夫君 技術管理者の予算措置は。

○政府委員(浦田純一君) 技術管理者の人数につきましては、御承知のように、技術管理者全般といたしましては、技術者全般が非常に手薄でございませう。したがって、現に市町村その他で廃棄物処理施設で働いておる方々に研修会あるいは通信教育その他でもって御勉強いただきまして、そうして逐次資格を取っていただくといったことでまかなつておるものでございませうが、最終的にはやはり全国的には約四千人程度は養成しなくちゃならないという計画を持っております。

○和田静夫君 二十五条から三十条までのいわゆる罰則ですね。二十五条は業者に対する罰則、それから事業者が罰則を受ける場合は二十六条以下。事業者の罰則が業者よりも軽くなっている。そもそも産業廃棄物については、事業者の排出者責任を原則とする以上、罰則についても事業者の責任がきびしくあつてしかるべきではないだろうか。そうでないと、第十八条の徴収の関係、十九條の立入検査の関係、そういう権限についての実効は期したいのではないですか。

○政府委員(浦田純一君) いろいろとお考えはあろうかと思ひますが、産業廃棄物の処理に關しましては、まず事業者の責任ということであるという義務を課し、罰則も設けられているところとでございませうが、いま順に申しますと、たとえば産業廃棄物の処理業者につきましては、まずこれは産業廃棄物の処理業者とすなわちいたしまして、都道府県知事の許可を要するようになっておるのでございませう。この処理業者が処理基準に違反する場合には、当然これはまず第一に営業停止の命令が出されると思ひます。それから、この命令に違反した場合には、一年以下の懲役あるいは十万円以下以下の罰金ということと、体罰が科せられるとい

うことでございます。

それから事業者でございますが、事業者がみずからの責任で廃棄物をみずから処理するという場合、処理基準に違反いたしました場合には、これはまず、やはり当然に、そういう場合の行為に對する改善命令というものが出されるわけでございます。その命令に従わなかった場合には六カ月以下の懲役または五万円以下の罰金といったようなことで、体罰まで——そういう改善命令を出す、命令に違反するというようなところまで行きまして体罰まで科せられるという仕組みになっておりますので、一つ問題は、許可業者のほうと比べて、事業主みずからやる場合のほうは軽いといったような点はあるかと思ひます。これはいわゆる業として行なうかどうかということによりまして、その点は適正なものではなかろうかと思ひます。

それから、一般の方々が、たとえば今度の改正によりまして、廃棄物そのものをどこに投げ捨てても投棄禁止ということになりますので、これに對しまして罰金がかけられてくる。その場合に事業者、産業廃棄物といったような場合には、それらのほうの罰金のほうが一般の方の罰金と比べて高いかという、それは同じでございますが、しかしその場合には、その行為自体に對して改善命令なり、あるいは施設の場合にはその停止と、さらにはその命令に反しました場合の罰則といったようなことでは私には罰則は適正ではないかというふうに考へておるわけでございます。

○和田静夫君 どうも何か事業者に弱いようなことと、大臣、なっているように思はれてしかたがないのですがね。昭和四十二年を初年度とするあのごみ処理施設五カ年計画の進みぐあいというのはどうですか。

○政府委員(浦田純一君) 昭和四十二年を初年度といたしまして昭和四十六年度を最終年度とするいわゆる清掃施設整備五カ年計画の第二次の五

カ年計画が現在進行中でございますのは御案内のとおりでございます。当初、四十六年の目標といたしまして、屎尿処理施設につきましては、その処理能力は、四十六年、七万二千七百キロリットル毎日と、これは五千二百九万人分に当たります。七万二千七百キロリットルと日という目標能力に對しまして、四十四年には六万二千八百五十八キロリットルということ、ほぼまあ順調に進捗していると思ひます。それからごみ処理施設でございますが、六万一千七百トン毎日というのが目標値でございます。これに對しまして四十四年には四万七千八百八十二トン毎日ということで、これも、いまの進捗状況では、ほぼ四十六年に目標値に達成することは間違いないと、このような状況でございます。

○和田静夫君 なお引き続き整備計画を検討されているわけですが、それはおおよそどのようなものですか。

○政府委員(浦田純一君) その後——その後と申しますのは、第二次五カ年計画を策定いたしましたから、いろいろとまた新しい状況、たとえば、ただいま御審議いただいております中の一つの問題としての産業廃棄物といったような問題、それから、さらにまた都市化が進むといったような状況もございまして、現在の五カ年計画の完遂を待たずに、できれば昭和四十六年を初年度とする新しい五カ年計画に組みかえるべきである、新しく設定すべきであるということで、まず目標といたしましては、昭和五十年を最終年次といたしまして、昭和五十年度末の目標を——国民の総人口が、昭和五十年度末の目標を——国民の総人口が、そのときは、一億九千九百九十三万人と推定されまが、処理対象人口を一億四百四十三万人、つまり総人口の約九五%というのを対象人口として設定いたします。それから、その中で屎尿処理にかかると部分でございますが、これは建設省の所管されております公共下水道、ことに終末処理場の建設の進捗状況とも調整をいたしまして、公共下水道で約二千万人分、それから屎尿浄化槽、これは個人の家庭でお使いになつておられるものでござい

ますが、これが約千六百万人分、それからそのほかに団地などもつてやつておられる集散的な地域の屎尿処理施設、これが約四百四十万人分というところで、残りが依然としてくみ取り便所が残るということになります。このくみ取り便所からくみ取られる量は、人数で申しますと五千七百九十五万人分くらいだろと予想されます。これらを全部ごとく衛生的に処理する施設をつくり、一〇〇%の処理をするということが屎尿処理施設についての考え方、その間の事業量といたしましては、約日量三万二千キロリットルの処理能力をその間に整備すればそれが可能であるという計算でございます。

それからごみ処理施設につきましては、やはり予想されます昭和五十年度末の総人口の九五%をカバーすることといたしまして、施設能力といたしましては、十萬七千七百四十六トン毎日、一日の処理能力が十萬七千七百四十六トンということで、このために新たに五萬七千八百九十六トンの毎日の処理能力を設置していく。大体このような計画で、目下こまかいところは作業中でございます。

○和田静夫君 一般廃棄物の国庫補助に對して若干お尋ねをしておきますが、ごみ処理施設に關する国庫補助は一応四分の一となつていますが、ね、実際の国庫補助はまことに微々たるもので、はなはだしいものになると百分の一にも満たないものとなつていくわけですね。たとえば東京都下の武蔵野市、三鷹市のいわゆる共同ごみ処理施設、これは二億三千万円に對して国庫補助はわずかに一千三百万円、川崎市の六百トンの機械炉は、建設費が二億三千万円に對して国庫補助はわずかに二百三十万円、用地費九億九千万円を加えてみた場合に、百分の一にも満たないことに少ない金額なんです。清掃施設の近代化は目下最も緊急を要する問題でありますし、全国の市町村の実態を見た場合にまことに粗末であることは、これは周知の事実であります。多様化する一般廃棄物の処理問題というのは市町村の最大緊急課題であるわけですね。これらの整備のための国庫補助が百分の一の実

態を国は一体どういうふうにお考へになつてゐるのか。せめて屎尿処理施設並みに一般廃棄物の処理施設に對して国庫補助を義務補助として規定づける考へ方を打ち出さない限りは、清掃施設の近代化というのは私は困難だと思ひます。これに對してどのような対策をお考へになるか。さらに清掃施設の近代化のためには、国庫補助率を四分の一から二分の一に引き上げる必要が私にはあると思ひますが、これに對して大臣はどのように対処をされますか。

○国務大臣(内田常雄君) 補助の実態がまあ表面上四分の一ということになつておつても、補助対象のほうをまん中の焼却設備だけというふうなことになるまでお尋ねするようでございます。したがつて、総事業費と對比すると、いまのお話の百分の一でもないようでございますが、十分の一とかなんともなつてしまふこともしげしばるというふうなことも私も私の耳に入つておるもので、これはごみ処理ばかりでなしに、屎尿処理のほうについてもやはり同じことが言えるわけでございますけれども、急速にこの廃棄物公害と言われるほどによつてきておりました、市町村はもちろんです、関係の機関の施設の急速な充実が必要でございますので、もうお話を承るまでもなく、私も、何とかしてこの補助の引き上げ、充実と、それから年金等の還元融資の充足というふうなことをできるだけやってまいるように実は微力ながら努力をいたしております。補助金は少ないが、ごらんくださるうちに、これらの処理施設等につきましては「厚生年金還元融資施設」というようなたいがい看板をつけてやつているところでございますので、そのほうも充実させ、補助金のはうもできる限りひとつ厚くするように大に大蔵省に交渉するつもりでございます。

○和田静夫君 いま大臣述べられましたこの補助対象もごみの焼却工場だけというふうなことでなくて、言われるように、多様化する廃棄物の処理対策のために、この耐久消費財あるいは処理施設、そういうものに対するところの補助対象を広

めていくという努力というものは私は十分に求めていると思うんです。それは期待してよろしいんですか。

○国務大臣(内田常雄君) これから予算折衝期に入ります。ことにまあ一般廃棄物を狭くきめるか広くきめるかということで、まだこれ和田さんと解決には達しておりませんが、家庭廃棄物の中にプラスチック等のものが多い。それを仕分けをするとか、また仕分けをしても市町村等が処理の機能を持たなければならぬような場合もしばしばあるわけでございまして、そういう際にはいまの設備だけではとうていこれに耐えられない、すぐ焼き切れてしまう。焼き切れてしまうとほんとうの家庭ごみみたいなものの処理がその間お休みになってしまふということ、そのほうが困る。そういうことも考えますと、さつきお話のように、手数料の話もあつて、これは市町村の固有事務だ、こういうお話もございしますが、やはりそれは国民全体のきれいな生活環境を保全するためには全く必要なものでございまして、そういう見地から大いに説き伏せて前進をさせたい、こういうふうな、数字は申し上げませんが、気持ちでおります。

○和田静夫君 あと三問くらいですから……。たとえば工場から出る汚水にしてもあるいはタンクローリーに積まれて運ばれていけば、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の処理対象になると思うのです。で、下水道を通せば下水道法の対象になる。そのままたれ流せば水質汚濁防止法なり、海洋汚染防止法の処理対象になるわけでしょう。またポンコツ自動車に上つて、工場から出てくれば産業廃棄物になる。野原に捨てられれば一般廃棄物、道路に捨てられれば道交法で処理される、こういうぐあいになりますね。その場合、当然各法律あるいは一つの法律のうちにおいて、一般廃棄物あるいは産業廃棄物といった規定のしかたによって立入検査なり罰則に重い軽いがあるのではありませんか。要領のいい

のはその辺をねらつて野原に置いてみたり、道路に置いてみたりなどということになる。十四法案眺めてみるとどうもそういうことになるのです。とすれば、企業というのはその中で立入検査なり罰則の最も軽い法律を選択をして、そしてその法律の対象になるようなしかたで処理することが考えられるのです。これは本来ならば総理府でしようけれども、どうですか、政府の見解は。

○政府委員(浦田純一君) 今般の法改正を行なうに当たりまして、罰則の点につきましては十分内閣法制局のほうでその辺の調整ははかつてあるのございまして、それからこの廃棄物処理法は全部にかかるとございまして、その辺は全然私どもとしては抜け穴がないのではないかと。たとえば今回投票禁止という規定で、恐縮ですが、いまの十六条の条文を読んでみますと、「何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。」ということ、「第五条第一項に規定する区域内又はその地先海面において廃棄物を捨てること。」ということ、事実上非収集地域の地先、領海内は全域投票禁止ということ、これはその意味では間然するところがないのではないかと。それから第二項におきましては「第五条第一項に規定する区域以外の区域内」、すなわち全国ということになります、そこにおける「下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に一般廃棄物を捨てること」、これも全面的にかかつてきておりますので御懸念がないのじゃないかと。第三項におきましてもしかりというふうにかかっていますので、罰則とのからみ合いにおいては全般的な調整がとられておる。それから廃棄物処理法案は全般的にかかつておる法律案でございまして、御懸念のようなことはない、かように考えます。

○和田静夫君 おそれ入りますが、建設省にお尋ねいたしますが、下水道法の一部改正法律案第十三条のただし書きですね、このただし書きで言われている「人の住居に使用する建築物」というのは一般民家、そういうことですね。

○説明員(石川邦夫君) さようでございます。○和田静夫君 そうすると、たとえば工場やビルなどで管理人がそこに居住している場合、これはどうなるのですか。

○説明員(石川邦夫君) この規定は、下水道が利用強制といいますが、必ず、排水につきまして、工場、事業場あるいは住居、これから出ます下水は下水道に連結しなければならぬという規定になっておるわけでございます。その結果、下水道の機能なり構造なりを保全する立場、あるいは水質を保全するという立場から、必要に応じて立ち入りができるという規定でございまして、したがって主たるねらいは工場、事業場が多いわけでございますが、場合によりましては住居等にも立ち入る場合があります。したがって、一般の住居はもちろんでございますが、その管理人がおります住居につきましても、その住居部分に、必要があれば立ち入ることができるといふ規定になっておるわけでございます。

○和田静夫君 最後に、大臣に所見を伺います。が、討議をしてみましたように、この法律案の肝要な部分がすべて政令並びに省令にまかされておるようであります。で、策定の時期等において、先ほどお約束を願いましたが、いろいろ関係自治体の代表なり、国民の代表なりの意見を徴することはお約束したとおりであります。さらに衆議院段階を経てきた修正の趣旨あるいは附帯決議の趣旨というものを十分に尊重していくことはもとより、くどいようですが、関係自治体の関係者等とも十分に協議をして、地方自治の意義を、福祉行政の趣旨を生かすという、そういう意味をほんとうに十分に徹底させていただく、そういうところに着目をして、重点を置かなければこの法律の目的を私は果たすことができない、そう実は思っています。そういう意味において強く要望しておきたいと思うのですが、大臣の最終的な所見をひとつ。

○国務大臣(内田常雄君) 冒頭に申し上げますように、私どもは、現在ある清掃法の体制、これは市

町村等の処理機構、あるいは自治体の組織というようなものをこれ有効に活用し得るものという前提のもとに、しかし世の中がこまごまと来ておつて、処理対象やまた廃棄物の態様なども複雑になってきておりますから、その上に必要なものを積み上げたわけでございます。したがって、だんだんお話がございましたような、市町村の固有の処理についての機能あるいは責任というものは、ますますこれは私は充実させていかなければならないものであると思ひます。したがってその運用等につきましても、あるいはまた政令や基準などをつくり方につきましても、そういう方面の意見が十分反映されますように、生活環境審議会の中のその方面の部会というふうなものもありまして、部会の委員の方々をお願いするに当たりまして十分配慮をいたしてまいりたいと思ひます。

それから、都道府県の新しい処理計画を定めるための都道府県公害対策審議会についてでございますが、これも先ほどお尋ねがございましたが、それは御承知のように、公害対策基本法で今回必置義務にされたわけでございます。従来は任意設置ということでございます。必置義務になりましたが、その構成とか運営につきましてはそれぞれ都道府県の条例できめると、こういうことになっておりますので、このほうにつきましても、お話の筋が生かされるように私どもその指導もいたしますが、また和田さんや皆さま方の関係におかれましては、都道府県にもそういう御要望をなさつていただいて、そして地方の審議会が必要な方面の意向を反映するようにしていただけるようにお願いをいたしたいと思ひます。

○委員長(佐野芳雄君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(佐野芳雄君) 速記を起して。本案件に対する午前中の質疑はこの程度にいたします。午後二時まで休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後二時二十七分開会

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

和田静夫君が委員を辞任され、その補欠として占部秀男君が選任されました。

○委員長(佐野芳雄君) 午前に引き続き、廃棄物処理法案の質疑を続行いたします。

○吉田忠三郎君 質疑に先立ち、理事会の要求を委員長に出しておきたいと思ひます。

それは午前の和田君の質問中に法律の修正点が述べられました。具体的に申し上げますれば、第四條の一項の削除であります。文案は時間がかりますから読み上げません。したがって、第四條の一項の削除の修正点は、当然理事会にはかなければいけない事項だと思ひます。和田君自体もそのことを要請したようであり、それと、午後の関係で私も質問いたしますけれども、条文はあの理事会に具体的に成案をしてはかる扱いをいたしますが、第五條の六項の一部を修正、それから第六條第六項の修正、第七條第一項のただし書きの削除、いずれも修正であります。でありますから、この件を合わせて委員会の適当な時期を見はからって、委員長の方としては理事会に移していただきたい。このことを要求いたします。

○委員長(佐野芳雄君) ただいまの吉田君の要望につきまして、午前の会議における和田君の要望もございましたので、それも合わせて理事会において検討いたします。

それでは順次御発言願ひます。

○中沢伊登子君 午前中に和田委員がずいぶんいろいろ御質問になられました。私は簡潔に二、三

の点について御質問申し上げたいと思ひます。

先ほどもお話がありましたように、最近はその地方公共団体でも、ごみの量の増大と質の変化に頭を悩ましております。清掃事業が最大の仕事となりつつございます。このような中で粗大のごみというようなことばや、あるいはかさが大きくなつて捨て場所に困る新しい種類のものがどんどんふえております。これは生活様式の洋風化、あるいは消費は美徳といわれたような、そのことばの中で使い捨て時代が重なつてまいりました。その中で急激に増してきたことは御承知のとおりでございますが、地方公共団体では、これまで春と秋の大掃除の際に集中的に粗大ごみの回収を行なつてきましたけれども、山積みされたまま放置される状態がふえる一方で、あるいは衛生面、あるいは交通上からも放置できなくなつてきつつございます。そこで、市町村は一般家庭の廃棄物の処理において、先ほどもありましたように、条例の定めるところにより手数料を徴収することができるようになつておりますが、これは処理という名をかりて実際は一般住民に実質的に負担をかけることになるのではないかと、このことを私も非常に心配をいたしております。先ほども和田委員からこのことについて御質問があり、大臣からもお答えがありました。この手数料の額についてどの程度が適当なのか、そこら辺をお考えになつていらっしゃるればお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(浦田純一君) 御指摘のように、現行の清掃法では、市町村が必要な場合には条例を定めて手数料を徴収することができ、また改正の法案の中にも同様の規定があるわけでございまして。私も、この手数料のあり方については、いろいろと研究会を設けたり、資料を取り寄せたりして検討しているところでございますが、まず第一の問題として、手数料を徴収している状況はどうかということがあろうかと思ひます。それにつきまして、これは全国的な調査はちょっといたしておりませんが、主要都市六十数カ所で調査いたしました結果、無料というところが約二、三%で

ございます。それから一般家庭から出る廃棄物については無料でございますが、御指摘の大型のごみあるいは非常に粗大のごみ、こういったようなものにつきましては、あるいは大口排出者でございますか、こういったようなものにつきましては、手数料といえますか、有料にしておるといふところが約四三、四%でございます。それから一般的に手数料をかけておると申しますのがちょうど同数ぐらゐで、やつぱり四三、四%と、こういったような状況でございます。

したがって、いま申し上げました後段の、何らかの形で手数料を取つておるといふことについての額だと思ひますが、これは、ことごとみにつきましては、なかなか地方財政との勘案もございまして、それぞれ地方の議会でもつてお定めになるといったようなことで、幾らが適当だといったような結論は出にくいものかと思ひます。したがって、ただ、どういふふうな実情であるかと申しますと、大体一般家庭につきましては、場合によつて人頭割りのあるいは世帯割りといたつたような別はございますが、一人につきまして大体三十円くらい、これは月でございます。それから一世帯といったような世帯割りで考えました場合には大体五十円くらい。多量排出の場合でございますが、これはいろいろございまして、普通に行なわれておりますのはいわゆる従量制というところで、たとえば一キログラムについて一円とか、そういったようなところがおおむねの見当であらうかと思ひます。

尿尿につきましては、これは大体やはり定額制、人頭割りの場合は大体六十円、あるいは世帯の場合には百円。また、これは全然ごみとは考え方は違ひますが、いわゆる従量制ということでも取つて、いろいろございまして、これは一荷と申しますか、いわゆる三十六リットルというところでも大体六十円見当、このような状況でございます。

○中沢伊登子君 いろいろな廃棄物を家庭でわれわれ個人でも出すわけですが、最近個人

個人が加害者であるといわれますけれども、加害者であると同時に私も被害者なわけですね。たとえばプラスチックだけではなく、最近いろいろなものを買つてまいります。その箱が、昔ならば全部紙の箱でしたらね、ボール箱。ところが、このごろは下が全部発泡スチロールといふものが、あまりたまたま、くくつて出してもごみ屋さんがなかなか持つていってくれない。それならうちでこれを処理するのはどうするかといったつて、手でたたり足で踏んだつてどうしたつてあまりこわれるものではございません。かさも小さくなりません。紙ならばすぐ燃やせますけれども、そういう点でもつていふぶんこれは家庭でも迷惑をこうむつてゐるわけですね。発泡スチロールみたいなものも非常に有害な煙を出します。自分の地元のことを申し上げたいへん恐縮なんですけれども、宝塚市におきまして、この間、光化学スモッグだとか何とかいうことで学童が校庭で倒れた事件がございました。ところが、これはいわゆる光化学スモッグではなくて、ごみの野焼きをまだしておりましたが、その野焼きのごみの煙害だった、こういうような話もあるわけですが、いまよくよく焼却炉ができましたから、もうこれからはそういうことはなからうかと思ひますけれども、新幹線を通つてみて、いろいろなところで野焼きをしておりますところがたくさんございまして。こういうことですから、私は発泡スチロールがいけないとか何とかいうことではなくて、つまり過大包装、こういうものから家庭をべん救つてほしいというふうなことを申し上げてみたいと思ひます。何か一つの贈りものをいたしたきで、もう皮をむいてむいたあげくにあとから出てきて、それもそういう発泡スチロールの中に入つておられます。かさは少ないわけですが、ところがいろいろな形につくつてありますから、こんな大きなもので来るわけですね。そんなのが二つ三つきたらほんとうに悲鳴を上げそうになる。それから中には昔ならみみがらやいろいろなもので詰め

であったものまでが、このごろ発泡スチロールだかポリエチレンだか何だかしりませんが、そんなもののくずみたいなものが一ぱい詰まっておるわけですね。ほんとうにそういうようなごみで家庭こそいい迷惑をしておる。こういうことですから、ひとつ過大包装、こういうものも同時に考えてみていただけないものだろうかどうだろうか。

それからもう一つの問題はビニールでございませぬ。家庭のごみも、台所でごみはこれのごろ大体ビニールに入れて捨てるわけですね。ところがこれをビニールの袋に入れて捨てますと、今度はこれが焼却炉でなかなか燃えない。つまりごみがかわかないわけですね。だから何とか紙に包んで捨ててくれないかという話もありました。なかなかかわかないわけですね。家庭も非常に混乱をします。先ほど出てまいりました可燃物と不可燃物、これを分ける、こういうことをもつとPとRすれば、家庭の人もみんな協力をすると思いますね。

それです。それから行政指導といいますが、PRといいますが、その点の過大包装というものをもう少し規制をしようというところが考えられないかどうかな。特に物価対策の面からも、あまりたくさんあるいろいろな過大包装あるいはその包装がだんだんデラックスになってきて、そうしてわれわれに向かつては、それは奥さん方がこういうデラックスな包装を好むんです、こういうふうに言われるわけですが、私もそれはそうではなくて、業者のほうはだんだんデラックスにして見えただけをよくして、むしろ消費者のほうは被害者であるのではなからうか、こんな感じがしますが、そこら辺の御見解も承らせていただきたい。

○政府委員(浦田純一君) 御指摘のように、確かに近來のプラスチック類でございませぬ、プラスチック類の処分ということについては、これはひとり市町村のみならず、国全体の立場から考えましても、重大な問題であると思ひます。従来、私もはるばるにプラスチック類の清掃事業に及ぼす影響というものを憂慮いたしまして、それぞれ

の関係、あるいは省庁関係団体のほうに、いま御指摘の過大包装ということについても自願願うように申し入れたこともございませぬ。

それから、もつと根本的な問題といたしまして、あとの処理、処分というものを考えて、製品そのものの開発というものをひとつ促進してほしいという点も関係の省庁に申し入れていくところでございませぬ。今般、そのような趣旨も受けまして、改正第三条におきまして、第二項にそれらの規定を整備しよう、こうしているわけでございます。

それから、ビニール類をめぐりまする市町村における清掃処理方針の変化と申しますか、方針が一定していないという御指摘でございますが、確かにそういつたような印象もお受けになられたかと思ひますけれども、いささか申しますと、かつてビニール類、あるいはプラスチック類が都市清掃の中に占める比重が今日よりずっと軽かった時代に出たこととございませぬ。そして、このときは清掃に従事しておられる方々の清潔という点も考えましたし、御家庭における主婦の方々のその辺の御協力も得まして、そして現行のようなビニールに入れて台所の厨芥を出していただくというふうな御協力をお願いしているところでございませぬ。その後、一般的に申しまして、御指摘のように、非常にプラスチック類が一般のごみの中にもふえてまいりました。限界と考えられますのは、おそらくは重量比で申しましても、一般のごみの中の一〇%あるいは一五%と申す人もございませぬけれども、その限界点をもうこしつとあるということとございませぬので、全般的な問題として、何とかプラスチック類の廃棄物に出ていく量そのものも減らしたい、あるいは事業者の責任でもって処分できるものについては、ひとつ事業者のほうでもってやっていただきたいといったような考えでもっておるわけでございます。ビニール類のいままで占めておった役割りということは御理解いただきたいと思います。

○中沢伊登子君 せんだつて、厚生省は牛乳のポリ容器の禁止を通達いたしましたね。現実にはプラスチックの廃棄量というのには二百八十万トンと云われておりますが、牛乳のプラスチックはわずかにその中で二%だと言われております。この禁止でどのぐらゐの効果があらうとお考えでございますか、これが第一点。

それからまた牛乳のプラスチックの容器を禁止されるなら、なぜ他の容器、たとえばマヨネーズの入れものもプラスチックです。あるいはおしよりのゆもびんからプラスチックにかわつております。あるいは化粧品もびんからプラスチックにかわつております。こう数えてみますといろいろございませぬ。こういうものについてはなぜ放置をしておらつたのか、これが第二点でございます。

そういうものが放置されてきたから今日のような状況になつたのではないかと私思ひますが、そこで、第三番目に処理方法について伺ひますが、具体的にどのよう処理方法を考へていらつたのか。

それから技術開発の問題もこの法案の中に出てまいりますけれども、技術開発もいま、まだしてないのに、この法律案が通つたからといつてどれだけ処理させることができるかどうかな。そのごみの量は五年間に倍増するといふ言われておりますけれども、技術開発が、どれくらいのおめでさちんと開発されるようなめどを立てておられるか。もしも五、六年かかるとすれば、またいまのごみも倍増するわけですから、そこら辺のお考えを伺ひていただきたいと思ひます。

以上三點。

○政府委員(浦田純一君) 確かに御指摘のようにな、全体的に出てまいります。いわゆるプラスチックの廃棄物の量は、すでにおそらくは二百八十万トンあるいは二百五十万トンをこしておるというふうな言われておるわけでございます。ただいま全国で年間に出ます一般廃棄物の量は、およそ二千万トンあるいは二千万トン前後というふうな推定されるわけでございますが、先ほど私が申しまし

たように、すでに全体的な数字から計算いたしましても、これですと一〇%をこしている量というところが指摘できるかと思ひます。したがいまして、過去、確かにプラスチック類に対する処理体制というものが必ずしも十分に進められていなかったという御指摘はあらうかと思ひますけれども、一方、プラスチック類の生産量の増というものの、おそらくは昭和五十年になりますと、重量でもって一千万トン、おそらくはこれは鉄に比べました場合には、同じ鉄でございませぬと一億トンといったものにも匹敵するかと思ひますが、このような非常な急激な伸びでございます。したがいまして、ただいまの時点でもって何らかの根本的なこれに対する解決策ということをやいまから用意しなければ、御指摘の事態は非常に悪化するばかりであるといふこととございまして、そのためにできる施策はこの際どしどし取り入れて、実施に移していくという姿勢が大事ではなからうかと思ひわけでございます。

牛乳、確かに一日六千万本と申しておりますが、この全体に占めていくウエイトから申しますと、二%あるいは三%の微々たるものかもしれませぬけれども、一つは、これはすでに牛乳のポリエチレン・ワンウェイ方式というのは、初めから廃棄物としてもう使い捨てという形でございませぬ。この方式が取り入れられるというところで、この点は、いまのような事態ではやはり問題があるんではなからうかと思ひわけでございます。それからほかはどうかと申すわけでございますが、ほかの食品類の包装容器あるいは化粧品の包装容器、そういうふうなもののつきましても、これに準じましていろいろと御自願願うように、いまのところは法律的な規定はございませぬけれども、それらについても強力にお願いを申し上げていくところとございませぬ。

それから処理方法でございませぬが、これはすでに二、三年前から通産省、ことに工業技術院のほうでいろいろと御検討を願つておるのでございまして、一つは完全な焼却方式、あるいはこのプラ

スチックの性格に着目いたしまして、むしろこれの再利用、あるいはことにエネルギー面からの再利用といったような点、さらにもう一つ根本的には、そもそもプラスチックそのものの性格というものを変えまして、何と申しますか、あとでもって十分に処理できる、問題を起こさないといったような性格のプラスチックに変えていくといったようなことについてもお願いしているところでございます。

○中沢伊登子君 いまの中で食品や化粧品の入れものですね、こういうものは、それこそ御自粛願うぐらいのことではとつてもだめだと思ひますね。こういうものが非常に大量に出回っているんです。たとえばスーパーマーケットでもデパートでも、行ってみますと、マヨネーズとかしょうゆとか、そういうもののプラスチック容器というのは非常にたくさんあります。これやっぱり相当強くこれを変えてもらうようにしなければ、とても御自粛願うぐらいのことでは、私はやっぱりプラスチックの容器というのはほとんどたまっていくと思ひますね。その辺をもう少しきちんとした行政指導をやつていただきたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) いま中沢さんのお話ですね、よくそういうことが言われます。むろん私も、入っては厚生大臣をやっておりますが、出ては一人の市井の人でございまして、そういうおっしゃるような物品にぶつかると、その使用を、一体禁止されるであらうかということ、私は、いつもそういうことを考えさせられるのでございますが、いま中沢さんがいじつていらつしやるそのペンもプラスチック、あなたのめがねもプラスチック、ベッコウでなければ、そういうものはやっぱりこれとあつて捨てるわけでございます。これは牛乳ビンあるいは化粧品容器や、あるいはこのごろ一番大きな障害になっておりますのは、農村で促成野菜などをつくつておりますビニールハウス、簡単な白いビニールのきれでございますが、これは汽車の窓から見ましてもよく見えます。あれなんか

も同じで、非常に処理に困るのですが、それを一休禁止できるかというと、この法律の中へ、何びとも事後処理の困難なプラスチック類の製造加工を行なつては行けない、あるいは包装を行なつては行けない、違反した者は処罰できると、こう書けるかという、私は書けないと思ひます。私はいまこのめがねもこれと捨てるわけですね。そうすると、これをつくつた人が引つぱられて、そうして何びともつくつちやいかぬというものを、おまえ、めがねをつくつて、使つた人が捨てたから処罰だ、こういうことはできないのです。牛乳のビンでもそのとおりでございます。ところが、こ

こまで言うなら私は言ひますが、私は訴えられるかもしれない、それは法律違反だ。牛乳ビンについては、たまたまこれは乳製品に関する食品衛生法上の規定がございまして、中の乳製品等に有害な物質を流すような、そういうような容器に入れたらいけない。つまり可塑剤みたいなものが入つていない、牛乳の中に溶け込みます。あるいはヨーグルトの中に溶け込みます。そういう衛生上の見地から、食品衛生法でこれは許可にかけているわけ

でございます、その他の化粧品の入れものとか、いまのビニールハウスのビニール等については、そういう法律はないわけでございます。そこで、本来からいうと、そういう衛生上の障害がない限り許可をせざるを得ないわけでございますが、牛乳ビンもそうでございますが、それをワンウェイでほとんど許可をいたしますと、全く廃棄物処理上どうにもならぬということで、ここに三条を入れました、これ自身は強行規定でも罰則規定でもないけれども、そういうメーカーや販売者に義務を課したものでありますから、こちらの満足できない限り、食品衛生法上だけの字句を満足して、も、そういうやはり牛乳ビンは許可しないということ、半ば強行してやろう、こういうことでやつておるわけでございますから、そこまでいきますれば、その他の物品に至りますと、そういうものをつくつてはいけないということに踏み

切れるか。私はこの間スーパーマーケットに行きましたところ、何か買ひ物がございまして。ほとんどのスーパーマーケットで売つておりますものがビニール容器に入つておるわけでありまして、あれをまた禁止してしまふと、廃棄物処理上はいよいよ点もございまして、今度はまた国民の日常生活の実態からいって非常な不便が起る。こういうことも考えざるを得ない。またこの問題は、衛生省としての厚生省、廃棄物処理省としての厚生省だけではなしに、むしろ国民生活を担当する経済企画庁でございまして、あるいは公正取引委員会あるいは通産省、そういう方面もそのつもりで踏み切ることではないと、実際はいろいろ御注意を承つたり、私も感ずるのであります、そこにくくことの限界があるということ、こで悩んでいるということも、この際私は告白しておきたいと思ひます。

○中沢伊登子君 じゃあ、もう一つ伺ひたいと思ひますが、もしこの法律が通つたといつたしまして、来年度の廃棄物処理法に、この法律にのつとつて、何か着手されますか。そうして、その予算要求の具体的な内容をお知らせいただきたい。

○政府委員(浦田純一君) まず一般の廃棄物、現在の市町村系統でやつております事業につきましては、先ほど先生御指摘の大型のごみ、あるいはその他特殊のプラスチックといったようなごみ、これらにつきましては、やはり従来の清掃施設の整備体系の中で整備していかなくちゃいけないというところで、その施設整備のための費用を要求いたすつもりでございます。いま大蔵省のほうに提出しておるところでございます。

それから一般廃棄物に別しまして、今度は産業廃棄物のことでございますが、これらにつきましては、一部自治体でもつて広域処理計画を立てまして、事業の実施に移る段階のところもございまして、この施設につきましては、実は全般的には事業者側の負担に係るといふ面もございまして、部分的には、たとえば下水道から出てまいります汚泥、あるいは焼却施設そのものから出てまいります最終的な燃えがら、こういったものは、いずれも都市機能から出るわけでございますが、これらにつきましては、場合によつてはやはり広域的に処理しなければならぬというところで、施設の一部分についてはやはり自治体でもつてやらなければならぬという部分もございまして、それらにつきましては、施設の整備費につきましては、何らかの補助をしたいということ、その要求をしておるところでございます、またさらに、この法律が通りましたならば、おそらくは問題のあります都道府県におきましては、さつそく広域化の処理計画を立てると思ひますが、それを立てるにあたりまして、いろいろと準備の費用がかかるわけでございます。これらにつきましても助成をしてまいりたい。

以上、大体そういうような中身でもつて来年度の実施を期待しておるところでございます。

○中沢伊登子君 最後に、粗大ごみの対策ですね。先ほどからお話ありましたように、私どもも実はテレビが要らなくなつて、ちよつと困つてゐるのです。洗濯機や何かですね。しょうがないから、庭の隅に置いてあるんですね、こういうものの処理対策。それからいまお話のありましたように、今後の廃棄物の処理をするための広域化の計画、こういうふうなことで、もうどんどん進めて

いらつしやるかどうか。その辺をお聞きして私は終わりたいと思います。

○政府委員(浦田純一君) 粗大ごみの処理の事業でございますが、それはたとえは川崎市とか、東京都も部分的には含んでいると思いますが、といったようなところで、あるいは大阪府といったようなところで、すでに事業として実施しているところもございます。今後どのようにするかと申しま

すと、やはり粗大ごみの根本的な問題は、運搬ということが一つ大きな問題だと思っておりますので、できるだけそういった機能を持った収集車にするとか、あるいはさらに特別の施設を設けて、そこで処理施設を設けていくといったようなことは、すでにやっておりますが、来年度からは、ひとつ積極的にこちらのほうとしまして、もそれらの事業について助成してまいりたい。

それから広域処理の計画でございますが、実施状況は、いまのところ計画を持っていますというのが数都道府県ございまして、この法律が成立しました場合には、具体的にそういったものに取り組みたいという段階でございます。現に持っておりますところはまだわずかに、二カ所の自治体でございます。

○中沢伊登子君 いまの粗大ごみですけれども圧縮して固めるばかりではなくて、何かそういうものの専用焼却炉の開発、こういうふうなことは考えておられますか。

○政府委員(浦田純一君) 粗大ごみ処理施設でございますが、これの最終的な処分と申しますと、まあ、いろいろとあるかと思ひます。粗大ごみでありまして、その組成によりまして違ってくるわけでございますが、おそらくは最終的にはやはり完全に焼却する、あるいはさらにそれから出ましたものをいわゆる埋め立てと申しましようか、衛生的な埋め立て処分するということになるかと思ひます。したがって、専用の炉をつくる云々ということもあるいは一つの方策かとも思ひますけれども、先ほど私が申し上げましたよ

うに、まず第一は圧縮、破碎、そしてその上で一般の焼却炉で燃すものは燃すというふうな体系でもって考えているわけでございます。もちろん、特殊なものにつきましては、さらに一般焼却炉と別にこういった処理の施設をつくる、場合によりましては特別の焼却炉を、場合によりましては別の特別の科学的あるいは物理的な処理方法ということにも相なるかと思ひます。

○吉田忠三郎君 きょうは大蔵、運輸、労働各大臣並びに国鉄の総裁の出席を求めましたら所用で来られない、こういうことでありますが、いずれにいたしまして、その関係者おいて願えませんが、あきらめて総合的な質問をいたしたいと考えておつたんでありますが、たまたま本会議が予定されておりますから、あまり時間がございませんでありますから総括的な質問は明日にいたしたいと思ひますので、この際は多少、先ほどの同僚の和田君の質問と若干関連をいたしまして、冒頭に二、三質問しておきたいと思ひんであります。

その第一点は、厚生大臣であります。本法律案の第七條三項、この項には一般廃棄物処理業者に対する許可について規定をしております。この許可は期限を付す、こうなっておりますが、一体、その期限とは何年間か、その点が明らかにされていません。これが第一点であります。

○国務大臣(内田常雄君) 一年ごとに更新すると、こういうたてまえでございます。

○吉田忠三郎君 そうしますと、期限というのは一年以内、こういう理解でいいんじゃないかと思ひますが、その場合に、問題のある事業者に対してはどうするのか、こういうことであります。

○国務大臣(内田常雄君) この許可は市町村長が行なうたてまえになっておりますので、市町村長の判断によるわけでございますが、問題のある業者につきましては設備の改善を命ずるというふうなことをいたして、さらに期限を更新する場合もあるかと思ひますし、また、とうていその処理能力の実力も誠意もないと思われる場合には、市

町村長が許可の更新をしないという場合もあり得るのではないかと私は思ひます。

○吉田忠三郎君 そこで、これに関連いたしまして、つけ加えてお尋ねしますが、すでに現在、このいかがわしいと思われる団体に関係のある業者、こういう業者があるやに聞いております。したがって、そういう団体だけに住民との間に問題も惹起いたしておりますことは御承知のとおりであります。特にいま大臣が、市町村長の許可権によるものだから改善命令その他等々申されましたが、特にこういう団体に関係のあるような業者が自治体の指導等に従わないというのがあるやに、これまたわれわれは何っているの、であります。一体、厚生省といたしまして、この法律を提案した立場から、そういうものについては今後どういう指導をなさるつもりでありますか。

○国務大臣(内田常雄君) この法律の目的を達成するために適当でない業者には市町村長がそれに見合った措置をすることが望ましいと思ひますので、そういう指導を市町村長にもいたしたいと思ひます。

○吉田忠三郎君 大臣、この点は強力に指導監督をしていただかなければならない問題だと思ひますから、特に法施行にあたっては勵行していただきたというのを要望して、私は、とりあえずこの条文については質疑を終わりたいと思ひます。

次に、先ほど開会冒頭、委員長の方に修正点を申し上げながら、理事会を案は要求いたしておつたわけでありましたが、この辺について若干厚生大臣あるいは運輸大臣、労働大臣、そしてまた国鉄当局に質問をいたしてまいりたいと思ひます。

そのことは何かというと、さいぜん申し上げましたように、衆議院でこの法律が修正をされてきております。したがって、修正された条文の第五條の六項に關して、私は、この際さらに一部修正すべきであるという考え方に立つて質問をいたすつもりであります。それは、何といたしまし

ても、国鉄の黄害——黄色い公害とも世間では言われている問題を中心に質疑をいたしたいと思ひます。

そこで、御承知のように、この法改正は、清掃法の五條の四項に規定されているものであります。同条文では、特別清掃地域における車両便所等については、環境衛生上の支障が生じないように処理に努めなければならないとしていたものであります。今回の提案されたものは、廃棄物処理法案そのものでは、その適用範囲を全国的な適用と定めたことは、私は、この限りではそれなりにたいへんな前進をいたした部分ではないかと高く実は評価をいたしているのであります。しかし、厚生大臣、こゝまで評価されるといふ段階まで進めてきたならば、せつかくの改正であるだけに、もう一步進めて、冒頭申し上げたように「環境衛生上支障が生じないように処理することに努めなければならない」ということは、この規定は、いわゆる努力目標を示した規定の部分であるわけでありまして、いま申し上げたように、せつかく今回法案を提出したという経緯は何かというのをまずひとつ考えるというのと、同じこの法そのものの精神からしてみても、私は、この際はこの条文の一部を処理しなければならぬと、改めるべきだという考えを強く実は主張したいのであります。当然あとあとこれは理事会で議論をいたすけれども、その前に厚生大臣のこれに対する考えをひとつたたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 考え方の精神は、吉田委員がおっしゃるとおりでございます。私どもの立場からいたしますと、鉄道の御都合もあるんでございまして、いづつまでも現状のような進め方で車中便所の処理がつかないということでは、それは国民の衛生を守るゆえんでございせんので、もう強くこれは求めなければならぬところでありまして、幸い国鉄当局におきまして、現行法にも同じ趣旨の規定がございまして、また今度これを改正するにつぎまして、運輸省

ともまた公害対策中央本部とも打ち合わせて、こういう改正をいたしたわけでございますが、運輸省並びに国鉄も、その心がけを大いに改められて、年次計画で便所つき車両のふん尿の処理を進められると、こういうことでございますので、私も、そのことに強く期待をいたしながら、現行のようなその文章にいたしたわけでございます。

○吉田忠三郎君 どうもいままで非常にこの国会での答弁がきわめて歯切れがよくて、ときには、たまには一言多いなどと、きのうあたり言われるくらい答弁しておった大臣にしては、どうもいまの答弁は何か釈然としませんね。何か牛がものをたまたま食べている感じのする答弁ですが、これは従前から見ますと、これはたいへんな前進であることは間違いない。それは適用範囲だけなんです。しかし、ここまでできまして、いま大臣が言ったように、いつまでも現状のままで放置するわけにはまいらぬだろう。しかし、国鉄もそのところははっきりしなかったけれども、国鉄、何かもやもやした関係でやうらしいから、何か期待している、期待感で答えてらる。私はそれではいけないと、あくまでこの法律で今度規定したのは努力目標で、従前もあつたわけですから、適用範囲は地域ごとと違つておりましたけれども、従前あつた法律ですから、この条項は、それが今日放置されておつて、大臣が答へられたとおり、たいへんな状態になつておるわけですから、せっかくここまで改正するなら思い切つて規定づけをしたらいいんじゃないですか。私が言ったように、一部修正をして規定づけをしたらいいんじゃないですか。そうでなければ、この問題いかに厚生大臣が期待してもなかなか期待にこたへるような、あとと私具体的に指摘しますよ。指摘しますが、国鉄の現状ではできないものと思ひます。大臣どうですか、もうちょっと歯切れよく答弁してください。

○国務大臣(内田常雄君) おっしゃるとおり、まことに歯切れの悪い実は答弁をいたしておるわけ

でございます。これをびしゃつと書くのと鉄道のほうもびしゃつとやっていただけというふうなわけにすぎ物理的にいくものではないと思ひます。と同時に国鉄も運輸省も責任を感じて、従来からしばしば国会で取り上げられていた問題でもございますので、文章が「努めなければならぬ」と書いてあるから、つとめる程度であまり一生懸命にやらなくてもいいというふうにはなつていらつしやらないで、何年計画、年次計画のもとにできる限りの処理を進めていられつとすると、こういう言明がございまして、私も、それに信頼して従来と同じ表現にいたしておるわけで、ことば使いのことにございましては、私も、まことに歯切れの悪い答弁をせざるを得ない状態であることは遺憾しごくでございます。

○吉田忠三郎君 最後の遺憾しごくであるということだけははっきりしました。そこで黄害なるものは、非常に悪臭の伴うものでありますから、くさいものにふたをしなくちゃいかぬという答弁じやいけない、これからの答弁は、あえてくさいものを具体的にこれから申し上げてみますが、現在、大臣が遺憾しごくであると言つたように、国鉄の黄害問題というのは何ら具体的な解決というものをしていません。はつきり申し上げますよ、くさいものにふたをしない。であるとすれば、国鉄の営業常務理事が来ておりますから、具体的にこの点は答えていただければ、これに対する反論も具体的に——こういう資料をたくさん用意しておきますから、この資料で反論して明らかにしたいと思つたのであります。とにかく具体的な解決はみていない。それは何によつてそういうことになつておるかという、厚生大臣、ちゃんと聞いておきなさいよ。あくまでもこの法律は努力目標であるというところに問題が存在をしておるのではありません。ですから、何かの場合には、努力をいたしますよということ、本日、国鉄当局も、厚生省などは期待感で、期待をいたしてありますけれども、さっぱり実効があつていません。こういうことになつてゐるのが現状なんです。

あります。しかも大臣あるいは大蔵省もおいでですからおわかりですが、運輸省もおわかりですが、今日国鉄は公共負担というきわめてえたいの知れない状態で、国が国鉄に財政的な負担をかけたりしております。したがって、これはたいへんなものであります。今日国鉄の赤字財政の最たる原因だと私は思ひます。ある意味においては、ですから今年のごときは、新聞紙上ただいま御承知のように、予算編成期であります。その段階でも償却前赤字八百億があるなどというふうに報道されておるのであります。こういう資金事情に置かれて、財政事情に置かれて国鉄が、いまのような努力目標の規定で一体どうして——

いわけの直接収入にならないわけですよ、くさいものの対策は、黄害対策というの。ですから国鉄はそういう対策のための投資をどうして積極的にやれますか。今日この国鉄の対策というものは残念ながらきわめて消極的な態度であります。でありますから、本日ただいまも、そういうことについては具体的に何らなされてないんです。これからの国鉄の黄害の問題の解消ということ、私は、私は見通しはきわめて困難だと思つた。これに対して、私はこの法律を改めなさいと言つてゐる。今日ただいまこういう状況を改めなければ、また努力目標を出す——とてもじゃないけれども、この黄害の問題解決というこの見通しはきわめて困難である、こう私は判断をするのですが、厚生大臣、どうですか。並びに運輸省の山村次官も来ておりますが、運輸省の立場でもこれについて

の見解をひとつ、だんだんこれから中身に入っていきますが、所見を聞かせていただきたいと思うのであります。

○国務大臣(内田常雄君) 先ほど来申し上げておる通りでございます。厚生省といたしましては、国鉄あるいはその直接の監督官庁である運輸省のこの問題についての姿勢をまことに遺憾しごくに思つております。しかし、これはこの廃棄物処理法の条文の書き方いかんというふうなことで、はなしに、国鉄といへば、ついこの間まで政府が

直営をしてやっていた鉄道でございます。こんな条文がなくてもやるのが当然で、ここで「努めなければならぬ」というのをさらに強い文章に直すならば国鉄が初めて目がさめるというふうなことの次第のものではなからうと思ひますので、これ以上は、どうか運輸次官も国鉄もいらつしやるので、その覚悟のほどをぜひひとつ表明していただきたいと思います。

○政府委員(山村新次郎君) 今度のこのいわゆる国鉄の黄害問題につきましては、運輸省といたしましては、国鉄に対しては、基本的には、現在、新幹線で採用しているようなタンク式の処理装置を現在線にも全部つけるようにということとで指導したつておるわけでございますが、しかし、これは先生御存じのとおり、便所つきの車両一萬七千両、そしてこれにかかるといふ車両の改造費から地上設備を含めると八百億圓という巨大な金額、これを必要とするわけでございます。現在、現在の国鉄の財政は、先生御存じのとおり、これは赤字でございます。これをどうするかといつて夢中になつて飛び回つてゐるというのが国鉄また運輸省自体の実態でございますが、そして早急に八百億圓かけてそれをふち込めと言われまして、いわけの地上設備その他につきましては、やはり地元公共団体その他の協力というものが必要でございます。しかし、それを全然やらないうことではございせんので、現在でもいわけのいままで問題になつておりました品川が都市下水に入れるのがなかなかむずかしかった、今度は都のほうでオーケーだということですが、四十五年度、また大阪の宮原、これも四十五年度から、そして京都向日町、また南福岡とか、これも都市下水へ繰り入れるということが、下水がないわけですからこれができない。そういうことになりまして、周辺の田んぼへ流す、そういうふうな問題も出てきてまして、なかなかむずかしい問題でございます。いま、これは国鉄側の報告によりますと、これは向日町の周辺の桂川、または小畑川へ流す、そういう方向でこれを進めっていると

いうことでございます。しかし、それにしまして、運輸省から国鉄に対しては、これはできる限り積極的にいき取り組んでいくというぐあいに督促していくというのが現在の運輸省の方でございまして、先生おっしゃいましたように、確かにいわゆる公共負担という問題がたまたまございまして、大体本年度も五百二十三億というふうな予定だそうでございますが、しかし、こういうふうなものも徐々に少なくともこの次の国鉄の予算を組みますときには、こういうふうないわゆる公共負担というものを軽減させてもらいたい。そういうふうなぐあいで、いまいろいろ予算の折衝中でございまして、何はともあれ運輸省としては、国鉄に対しては積極的に取り組むということとで督促してまいっております。

○吉田忠三郎君 運輸委員会にありませんから、運輸交通の政策論争はできるだけ避けるようにして、問題の本質に突いていきたいと思います。労働大臣、この問題が国会で問題になったのは、たしか私の記憶では昭和四十三年だと思ふ。それから今日まで至っておりますが、この具体的な経緯を御存じですか。それぞれの大臣から答えていただきたいと思ひます。これは知っておれば知っておるでしょう。全く知らない人というふうなことは、いやしくも閣僚としてそれぞれ議員ですから言えないと思うのですが、詳細にわたって知らないなら知らないでけっこうです。そのじやありませんから、これは厚生大臣からひとつ先に答えてください。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、従来は知りませんでした。私が厚生大臣に就任いたしましたからこの一年間、これはもう各方面で、国会内でもこの問題が取り上げられて、その進み方について、私は先ほど来申しますように、まことに遺憾な状態である、何とかしてこれを改善するよう努力を払ってやらなければ、これは国鉄当局並びにその直接の監督官庁である運輸省に払つても

らわなければという気持ちで今日までおります。○国務大臣(野原正勝君) 詳しいことは何一つありませんが、ちらはらと耳にいたしております。ここであらためて認識を得たわけでございまして、改めて好感を持っております。したがってこの際、委員長並びに各出席の委員の皆さんにも御了解を得ながら、多少この問題について長くはなりませんが、今日までの経過というものを申し上げなければならぬと思ひます。いままでの経過はこういうことであります。国鉄の経過、現状は、御承知のように、便所の場合、これはことばはきかないようでありますけれども、大体きたないものでありますから、あえてこういうことを言うのであります。これはたれ流し状態でありまして、これは皆さんその程度の認識はあると思ふ。すべてたれ流しです。いいですか、厚生省よく聞いてください。それからこれは労働省のほうに聞いてもらなければならぬのですが、このたれ流しの直接の被害を受けるのは大体その職場に従事をしていて、働いておられます。国鉄の従業員です。線路を日夜を分かたず守つてまいらなければならぬ従業員であります。ですから、こういう人々を、さいせん申し上げたように、四十三年などという問題ではなくて、国鉄が発足以来、長い間、古い時期からこの問題を問題にしておたのであります。皆さんも御承知のように、戦前はしからばどうかということになります。あるいは戦中はどうかという、おそろくやこれからの質問に対して、あるいは外国でどうかというこの答弁が返ってくるのじやないかというように想定いたしますが、このところ一応はつきりしておかなければならぬと思ひますが、どうですか。厚生大臣あるいは国鉄において、あるいは運輸省でも労働大臣において、これは戦中、戦前は、大体においてこのふん尿というものは、わが国の農業生産のための、簡単なことばで申上げますと、肥やしとして見る社会的な背景があった、これは否定できないと思

います。ところが戦後はどうなったかというところ、わが国の復興というものと、特に最近急激な産業経済の発展に伴ひまして、農産物の肥料、肥やしであるというふうな見方というものは一変したと思ひます。ですから、当然のことであるけれども、国鉄の線路上で働いておられます人々、はもとより、沿線の住民、国鉄を利用いたしたく国民の大多数の人々は、おおよそこの問題を考えない人ではないと思ひます。憲法ではたいへんりっぱな文章がございまして、国民はすべて健康にして文化的な生活を営む権利がある、こう書かれていますけれども、この憲法も戦後の憲法としていまして、国鉄の現在この問題を扱つていられる状態、厚生省のこれに対するかまへ、線路上で働いておられます直接の被害者である労働問題を扱う労働省におきまして、この憲法の精神から見てもまことにかけ離れていると言わなければならぬのであります。この点に關する限りは原始的だと言わざるを得ない。全部の省庁に關係があらありますが、それぞれこの見解をひとつ私は求めておきたいと思ひます。第一に厚生大臣、第二に労働大臣、第三に運輸大臣、第四に国鉄当局、それぞれ答弁を求めたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 全くお話のとおりでございます。○国務大臣(野原正勝君) ふん尿が戦前並びに戦後においては農産物の肥料として重要視されました。むしろ日本の農業はふん尿を中心とした農業であつたとも言えるわけでございまして。かつては、吉田松陰先生が「ふん尿を糞せざれば良農とならず」と言われたことがありますが、私ども、実は、うちの肥やしをくんでまいりました農民が、年末になりますと、お米をついてお礼にまいりました。おかげさまでこのおりの米がとれましたので、きょうはお礼にまいりましたと言つておきた時代もございまして。しかるに最近では農村におきましては終末処理場が設けられ、日本の農業の姿は一変いたしました。すでに日本の農業の中

心はふん尿中心の農業ではない、新しい近代的な科学的な農業に変わった、この意味でも大きな前進でございます。最近における日本の大きな経済の成長の結果、戦前と戦後においては想像もできない大きな変革を来しました。ところが、国鉄におけるふん尿の処理は依然として、どうも近代化ができておらずに感じられます。したがって、多数の従業員諸君、特に保線の仕事に当たつておられる方々はますます昔と変わらない非常に苦しい作業もしておられる。これは一日も早くふん尿の問題は合理的に近代化をする必要があろうと感じます。したがって、そういう努力を積み重ねておると思ひますけれども、この際やはり思い切つて公害対策の一つとしてこの問題が大きく前進することが望ましいことだと考えております。○政府委員(山村新治郎君) 事実、先生おっしゃいましたように、このふん尿につきましまして、戦前というよりも戦後でさえも、まあ、私のところは千葉県の二区でございます。われわれのところでは、便所のくみ取りをやらせまして、年末に正月用のおもちを持つてまいりまして、それを「うんこもち」と言ひましたけれども、それくらいいろいろ役に立ったという面もございまして。しかし、先生おっしゃられるとおりでありまして、このいわゆる保線関係の労働者六万四千人、また沿線の住民、また国鉄利用の国民の皆さん方、これらのことを考えた場合に、運輸省といたしましては、できるだけ積極的にこの問題に取り組むように、国鉄を督促してまいりつものでございまして。

○説明員(原岡幸吉君) 国鉄のふん尿処理の非近代性は、吉田先生御指摘のとおりでございます。したがって、これを改善していかなければならぬんでございまして、問題点は、ちょうど吉田先生御指摘のとおり、現在の資金の逼迫状況のもとで近代化ができないということ、非常に苦慮しておるわけでございまして。改善の基本的な方向につきましては、先ほど山村政務次官からお話のございましたとおりでございます。基本的な方向は新幹線が採用してあるタンク式、循環式というもの

心はふん尿中心の農業ではない、新しい近代的な科学的な農業に変わった、この意味でも大きな前進でございます。最近における日本の大きな経済の成長の結果、戦前と戦後においては想像もできない大きな変革を来しました。ところが、国鉄におけるふん尿の処理は依然として、どうも近代化ができておらずに感じられます。したがって、多数の従業員諸君、特に保線の仕事に当たつておられる方々はますます昔と変わらない非常に苦しい作業もしておられる。これは一日も早くふん尿の問題は合理的に近代化をする必要があろうと感じます。したがって、そういう努力を積み重ねておると思ひますけれども、この際やはり思い切つて公害対策の一つとしてこの問題が大きく前進することが望ましいことだと考えております。○政府委員(山村新治郎君) 事実、先生おっしゃいましたように、このふん尿につきましまして、戦前というよりも戦後でさえも、まあ、私のところは千葉県の二区でございます。われわれのところでは、便所のくみ取りをやらせまして、年末に正月用のおもちを持つてまいりまして、それを「うんこもち」と言ひましたけれども、それくらいいろいろ役に立ったという面もございまして。しかし、先生おっしゃられるとおりでありまして、このいわゆる保線関係の労働者六万四千人、また沿線の住民、また国鉄利用の国民の皆さん方、これらのことを考えた場合に、運輸省といたしましては、できるだけ積極的にこの問題に取り組むように、国鉄を督促してまいりつものでございまして。

できわめて近代的なものに整備していく、基本的なものを整備していくこととさせていただきます。しかし、それを促進するための資金が十分でないというところで、きわめてこそく、さしあたりの措置といたしまして、人口の非常に多い地域については、お客さんの協力を得て、使用を抑制していただく。この辺で言いますと、東海道では横浜まで、あるいは赤羽あるいは松戸、市川等々、人口の多いところでは使用を遠慮していただくという方途を、あるいはまた排せつ物が飛散しないように、流す管に特殊なおおいをつくりまして、これは全部の車両におおいをつくりまして、かなりの成果をあげておるわけでございまして、飛散の程度を抑制する成果をあげておるわけでございませうけれども、さしあたりのところとしては、そのようなことで対処していきたい。しこうして基本的な整備の方向はタンク式、循環式、それと地上設備の処理施設というものを整備していく、こういうことでございませう。

○吉田忠三郎君 各省庁からそれぞれの答弁がありましたが、簡単に申し上げますと、私が経過を述べたところを認めたと思う。こういうことでですから、全国にたれ流しにしたいへんな抗議が起きて、今日なおいへんな勢いになって起きておるわけですね。あとで、国鉄がそれに対して約束したことについてもここに持っておりますから、読み上げて、これがなされていくか、いなかというところについても伺いますかね。とにかくにも、これは当然のこととありますけれども、直接には被害をこうむっているのは国鉄の職員でありますから、国鉄には国鉄労働組合というのがあるから、労働団体として団体を組織しては。当然取り上げているのであります。これは私の記憶ですが、昭和四十三年の四月ごろだと思いますが、国鉄の直接の被害をこうむっております施設の方であるとか、電気の方、その中にも線路を保持いたします保線の方々が施設協議会という機関を持っておりますが、その全国委員会では、労働大臣、国鉄にはたれ流しの黄

害のほかに触車傷害、これはちょっと誤って逃げおくれをいたしますと引き殺されるという傷害を起しますが、専門語では触車傷害、こう言っているんです。こういう問題を取り上げたと同時に、作業をしておりますと頭からふん尿がにおいかぶさってくるという、きわめてこれは非人間的ですね、非科学的、こういう問題、これは当然もうもはやがまんがならぬ、こういうことである。この問題解決のための具体的な協議をし、決議をしております。たしか当時は三十二、三万職員にそのことを指示をしておる。それをまた確認をいたしているようでありませうか。こういうことについては間違いだと思いませんか。まず第一、これをいまのように順序よく、こういうことをきめ合つたことは間違いないか、これが一つ。

それから二つ目は、そういつてみても、やはり国民全体に対してもこの種問題についての衛生知識でも申しませうか、いわゆる環境衛生の思想の普及とでも申しませうか、このことも皆さんの手元にすでにまいっているか、このことも「糞尿譚」という冊子を編集して配られて、懸命な啓蒙を行なっております。こういう行為が一体いのか悪いのか。厚生大臣のやることをこれはやっていると私は思います。これが二つ目。それからもう一つは、先ほど申し上げたように、沿線住民がたいへんな被害をこうむる。さて列車に乗っておる方々は被害をこうむらないかという、利用者もまた被害をこうむる。大体皆さん方大臣とか何とか優等列車に乗っておりますから、最近窓などはあきません。しかし、一般国民大多數が乗っております、特にローカルの汽車は夏は暑くてしやうがありませんから窓をあけます。常時あの長い列車に乗っておられる利用者というのは、この便所、トイレというものを使用するんです。ですから間断なくふん尿というのは飛散しているんです。窓から全部ばい菌が入ってくるんです。ですから利用者といえども、知らない間に、目に見えない間にふん尿を、たまたま子供

んが弁当でも食べておつたとするならば、弁当に飛散したものをそのまま食べている。ですから利用者もこのたれ流しについては激しい抗議を示しているんです。その実態は、御承知のように、四十三年のたしか八月ごろじゃなかったかと思いますが、関東におきましては日比谷公会堂に数千人の方が集まつてこの問題を検討して、先ほど申し上げたような国鉄労働組合と同じような事態をきめ合つておるのです。じゃ関東だけかというところではない。関西におきましてもこの問題が取り上げられて、大阪の中ノ島公会堂においてやはりたれ流し問題を取り上げ、これが改善のために努力をしていただかなければならぬという活発な活動が展開されておることは、当時の新聞紙上に明らかであります。同時に、わが国の産業医学界とでも申しませうか、その権威者じやないでしやうか、鯉沼という医学博士がみづからその会長になっておられますね、局長あなただけ御存じでしょう。あなたも医者だと思いませんか、この方をはじめて日本のこういう問題の権威者が数十名集まりまして、これがための具体的な調査活動をしておるのであります。その調査を具体的に東海道の尼ヶ崎の駅構内で澱粉を使用して調査をしたことがございませう。その結果はわれわれの手元に資料がまいっております。厚生省にもいつておると思う。国鉄にもまいっております。労働省だつてそうですよ、いつておる。おそろく大蔵省のほうにもいつておると思う。こういうことはすでになされておるのです。こういうことが現在それぞれの段階でなされていきますけれども、こういうことは一体間違いないかどうか、間違っていないのかどうか。これも簡単でいいですからそれをお答えを願いたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 間違つておるどころじゃなしに、きわめてごもっともなことだと私は考えます。

○国務大臣(野原正勝君) ただいまの内田厚生大臣の所見と全く同様でございます。

○政府委員(藤田正明君) ただいまの両大臣の御答弁と全く同様に感じております。

○政府委員(山口真弘君) 両大臣のお説のとおりでございます。

○説明員(原岡幸吉君) ただいままでのお話、そのとおりでございます。

○吉田忠三郎君 いずれも肯定をいたしましたね、そこでこれから具体的に申し上げます。いままでの経過を肯定したわけですから、具体的に、もちろんこういう状態ですから、国鉄には労使というものがございませう。つまり国鉄当局という経営者、管理者、それと労働組合が、さいぜんから申し上げておられますように、国鉄にはございませう。ですからこの問題を皆さんが肯定した立場で解決するように労使双方で何回もお会いをして交渉を進めておるのであります。これは国鉄当局のメモがここにございませうが、昭和四十三年九月の三日にこの問題についての基本的な改善について話し合いがなされておるというの、原岡さん、あなたはまだ常務理事じやなかったと思ひますが、先ほどちょっと答えられたようでありませうが、改善の方向としてはタンク処理方式という方式をとつて、当面の措置は、大都市周辺で家屋の密集地域を通過する列車の便所の使用を制限する、制限いたします。あわせてそのおおいなどを取りつけて飛散防止にとめさせますと、こういう回答を国鉄の当局側が出しているんであります。その後、皆さんが先ほど肯定したように、全国的な地域住民あるいは利用者等々のこれに対する考え方というものが全国的に広まってきた私は段階だと思ひますが、四十三年の三月に、これについて当局の処理をいたすためのメモというものを新聞紙上に形式的に通知して発表いたしました。こういうことであります。国鉄のこのメモは、大体において地上設備計画においては品川、それから宮原、それから向日町、この三つについて、汚物の処理方式として洗浄台を改築をして云々等々、

これ読んでおられますとたいへん時間経過しますから私は読みませんが、幾つかこの問題解決のために、国鉄側が答へられたものがここに有る。このことは、ただ単に対応機関の国鉄の労働組合に答えたということではないと思う。新聞紙上に記者会見をして発表して国民の前に明らかにしたわけですから、ある意味において、国民に国鉄が公約をしたことだと思ふのですが、この点は当然運輸省とも相談をしてやったことであり、また、運輸省はどうか考えてるか、国鉄は一体どう考えてるか、公約をしたことと私は理解しておりますが、この点はどうか。

○政府委員(山口真弘君) ただいま先生御指摘の事実でございますが、これは国鉄側が当時考えまして、私も相談にあずかりまして、そしてそれによって、国鉄として公に出して、そのようにやりたいということをお願いしたのでございます。

○説明員(原岡幸吉君) ただいま先生お話のとおり計画になっております。

○吉田忠三郎君 そのことも認めたわけですが、その次に四十四年度から、これがさらに懸案事項の解決という点で、施設協議会という国鉄労組内の一機関であります。そこ団体交渉を行なうてきめ合っているのがある。これは大体労使間で協約を言っておりますが、簡単にこれも説明してみますと、これは協約がでる上りましましたから了解したということになります。これが了解事項の中で、列車便所の改装と汚物処理改善整備計画については、さしたる新製車両に貯溜タンクを設備できるようにするとともに、昭和四十四年度から一四十四年ということは去年です。東海道線、山陽本線を対象に清潔化に着手するようにする、具体的計画については確定次第、そのつど説明をし、関連する労働条件等については協議する、こういうことで労働協約がなされているのだけれども、四十四年からです。もうすでに二年になるわけですから、かなり時間が経過しておりますが、この協約に基づいて具体的にどの程度の問題を解決したのか。それからこの協約

に基づいて対応機関にその都度労働条件等についても説明をする、こう記載されていきますから、何回ぐらい説明が行なわれたのか、この際明らかにしていただきたい。

それからその次に、こうした労使関係の問題は別にいたしまして、先ほどから再三繰り返して申し上げておきますように、沿線住民、利用者、つまり国民のほうも具体的な運動を行なうてまいりまして、国鉄側にもいろいろ要求をしたり、国会に陳情したり、あるいはそれぞれの関係の大臣に陳情、請願を行なうたりしているのがある。皆さんこのことは御承知だと思ひますけれども、そのときにたれ流しに反対でありますという署名活動を行なうたときに、当時署名をいたした人は十二万人に達しているのあります。しかも関係の沿線の県、市町村長、いずれも署名をいたしております。関係の県、市町村議会はこのことについて議決をいたしております。時間がありませんから申し上げませんが、ここにも議決の資料が全部ございまして、それから、これについて国鉄労働組合は労働大臣に質問書を出しております。これは読み上げたいと参考までに供したいと思ひますが、ここにも資料がございまして、冒頭に和歌山県議会有るいは田辺市議会有るいは山梨県議会などまで読み上げたいと思ひます。いよいよ大臣、議会で議決をしていくのですね。私は、まさにこれこそ国鉄の黄害、たれ流しに流す国民世論だ、こう思っているのですね。この点の理解どうですか、この理解に對して皆さんがどういう考えを持っていますか、まずそれを一つ所見を求めたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) ごもつとも当然の動きであると思ひます。

○国務大臣(野原正勝君) しごくごもつともだと考えております。

○政府委員(藤田正明君) 同様でございます。

○政府委員(山口真弘君) 施設協議会と国鉄との関係の労働協約の問題は、これは労使双方の問題

でございますから、私も直接にはそれに関与するということとは適當ではないと考えております。なお陳情その他につきましても、これにつきましては、先生おっしゃいますように、十分私どもとしては、これを尊重して考えなければいかぬ、このように考えております。

○説明員(原岡幸吉君) 一般利用者の声はもっともと思ひます。

○吉田忠三郎君 労働協約については運輸省はその答でけっこうです。その他の方々もそのとおりである、そのとおりである、全部これを認めていく。しかるに、冒頭申し上げたように、厚生大臣、さっぱりこの問題は解決していません。何が原因だと思ひますか。あとで答えを聞かせていただきます。あつたと思ひますが、さすがの国鉄当局も財政事情が窮乏しているとか何とかいう問題とは別に、国民の世論というものと、直接にはまともにこのふん尿の被害をこうむる国鉄職員の要求に抗しきれずして、ついに――あえて私はついに――このことを使いますが、ついに四十四年十月末に常務理事を招集いたしました。その対策を決定して内外に明らかにいたしましたのであります。ざっとその内容を申し上げます、簡単に申し上げますが、列車便所たれ流し黄害対策として列車便所の改善の方針をひとつ決定しようじゃないかというのを理事会できめております。ここに理事会のきめた資料も私は持っております。読み上げません。それからもう一つは、そのことについて対応機関の国鉄労働組合に提案をいたしております。このことについてのやりとりも省略をいたします。それと国民、被害者に向けて、これも報道関係を通したという形でお約束をいたしたのであります。四十四年度に具体的に十億圓計上いたしましたのであります。四十五年度四十五億圓の予算を充てて車両の改造、地上処理設備の建設を進める、四十五年度末には東海道、山陽本線の優等列車から使用を開始する、今後は順次被害の集中箇所から計画的に解消をはかるというものであります。その内容はここに私は持っております。

す。国鉄当局は十月の二十七日に理事会を開催されまして、これもかなり長い文面になっておりますから、これを一々私は読み上げません。簡単に申し上げますれば、先ほどの集約をいたしまして読み上げたことになっているのであります。

さて、この対応機関に、金額は別として、具体的な案を提示をして了解を求め、国民にはそういう約束をいたしているのあります。国鉄は――原岡さん、これが大事なことです。今年に入ってからこのお約束した国民並びに対応機関の労働組合に対してこれらの問題の進捗状況の説明を求められたところが、予算が不確定でありますという理由で具体的な説明を拒んでいっている。この実情は一体何なんですか。結果、これが公害国会といわれるこの国会で、ただいま審議中のこうした法律等を審議するにあつて関係がございまして、先般衆議院で十二月七日に、わが社会党の同僚議員である後藤君の質問にからうじて答えるというのが国鉄のいまの現状じゃないでしょうか。しかも具体的にその内容というのは、東京では品川、大阪では向日町、宮原、九州の福岡の処理基地のうち、本年十月に宮原で五千百万圓で着工したにとどまっていますのであります。そうして年内完工の見通しがあるだけでありまして、車両についても、先ほど来お答えしておりますが、改造は四十五年度末にわずかに二百六十両ばかりありませんか、原岡さん。新製車両で設備し得る準備の整つております車両というのは八百一十両ではありませんか。四十五年度末使用開始ができないことは明らかであります。国鉄には一体車両は何両あると思ひますか。あなたは当の理事でありますから、私はあえて申し上げません。私もその出身でありますからあえてここで申し上げませんが、二千数百両という車両があるじゃないですか。わずかに行なっているのはこんな程度、これで一体厚生大臣、あなたは、先ほど、国鉄がやりますと、こう言ったから、そのことによつて期待しますと、こういうことで冒頭に申し上げたような努力目標の規定というものは

いと思ひますか。ここに問題がある。同時に私は、国鉄は国民に対して約束したことに反してある、このことを言わざるを得ません。それぞれの答弁を求めます。

○国務大臣(内田常雄君) 国鉄というのは、日本国有鉄道で、代表的な公共企業体であります。したがって、それがそういう流れ、便所の改良とかあるいは衛生の処理なりということをやるかやらないかという問題は、法律に書く以前の問題で私はあると思うものでございまして、書き方をきつくすればそれで済むという問題ではない。ほんとうに国鉄当局なり、たびたび申すように、その直接の監督官庁である運輸省が知りませんでしたという事ならば、これから計画立てますとか、考え直しますということとございましてよろしく、吉田さんが述べられておりますように、もう長い経緯もあって、もう知り尽くしている問題でありますから、要はいま国鉄なり運輸省の実行体制そのものにある、こういうふうには私は考えます。

○説明員(原岡幸吉君) 国鉄の改善の実績、吉田先生から大体御指摘ございましたけれども、四十四年度と四十五年度、四十四年度から始めましたので、このトータルの実績をはつきり申し上げたいと思ひます。車両設備は百五十八両、工費二億三千八百万円でございます。それから地上設備は、先ほど吉田先生申されましたとおり、宮原に五千万円、一カ所でございます。したがって工事費の合計はその分につきましては二億八千八百万円、その他、将来地上設備ができたタンクを取りつけてすぐ使用できるという準備工事でございますが、そのための施工車両数は九百十三両となっております。そして計画につきましては、国鉄労働組合のほうにも事前に説明をいたしておりました。なお、先ほどの御質問の中に、何回ほど交渉したかと、こういうお話でございますけれども、一般団体交渉の中でやっておりますので、このことだけで何回交渉をしたかということとははつきりしておりませんので、あとではつきり次第、はつきりして御報告申し上げます。

○吉田忠三郎君 労働大臣どうですか、こういう実情は。

○国務大臣(野原正勝君) 先ほど来伺いたしまして、どうもまことに遺憾であると残念に考えております。

○吉田忠三郎君 いま原岡常務理事から何回程度交渉したかということの実績、手元になんという事ですか、それはあとでけっこうです。けっこうですが、ちよつと私も長くおしゃべりしておりますからばやとしておりますが、多少計数的に訂正するのは、二千数百両じゃなくて国鉄の車両は二万五千両ぐらゐります。二万五千に対して、答えられたのは百数十両ですね。それから、これからそういう設備改善しようというものが八百十一両でありますから、二万五千両に対してその程度ですよ。それはあとで大蔵省にも関係がありますから、私は聞くのですが、よく頭に入れておきなさい。いいですか。そうして当時は、再三申し上げるようだけれども、これは原岡さん、国民に公約したのですから、国民に公約をした。それから一つには国鉄労働組合と労働協約、協定を結んだ。これは協約、協定を結んだという事は、直接の被害をこうむるのは、あなた御承知のように、線路の保守をいたす人々を中心約六万人ぐらゐの人がこの被害を直接こうむるのです。厚生大臣、あなたは、ただ単にこの期待感だけで答えられておられるようなものじゃないのです。六万人というたらどっかの、かなりの——今度法律改正になりましたから三万で市になっていきますね。二つぐらゐの市ですね、やや中都市ぐらゐじゃないですか、その人々が全部このたれ流しによつてこの被害にあつておられる。この中には大腸菌とか、私も医者じゃありませんからよういふことはわかりませんが、たいへんな幾つかのばい菌をこうむつておられるのです。そういう状態を少しでも早く改善をしないやならぬということで、国鉄は財政上たいへん苦しいのでありますけれども、しかしそのことはそのこととしてお約束をしたわけですよ。それが一べんの断わりもなしに実行に移してないという事で、公約を破棄したということになるのじゃないでしょうか、一般論的に申し上げてみますれば、しかも地方公共団体も十分このことについては話し合いをしようではないかという幾つかのこともなされておられるのであります。しかし、今日の段階で申し上げますれば、これももう全く言ひのがれの方便と私は言わざるを得ないのであります。これに対して、今後国鉄並びに監督官庁であります運輸省はどうか、この多くの沿線住民あるいは利用者、先ほど申し上げたように、関係の県、市町村の議会決議、そうした市町村の自治団体の議長におおびしやうとしておられるのか、この際聞かせていただきたいと思ひます。

それから厚生大臣と大蔵省にお伺いしますが、この問題は、私はひとり国鉄の責任じゃないと思ひます。決して私は国鉄をこばう気はありません。しかし、国鉄というのはどうですか。企業体でありますけれども、民間企業ではありません。国家企業であります。ですから国鉄だけに責任を負わしてはいけません。現在、国鉄では、お客さんを乗せまます客車は、先ほど申しましたように、EC、DC、PC、いろいろ種類があります。こういうものを合わせまして二万五千両あるのではありません。その車両の中に、この便所がつけられております車両というのは約半数ぐらゐではないでしようか。厳密に申しますと一万七千ぐらゐではないですか、原岡さん。こまかにあなたから答えてもらいます。私の記憶ではそんな程度であります。程度だと思つておられるのであります。この車両が毎日のように夜となく屋となく過密ダイヤと称されるような、世界で類例のない密度の高いダイヤによつて、北は北海道、南は九州と走つておられるのであります。そこで一体、日本全国で国鉄の車両、つまり列車を利用してどの程度のふん尿がたれ流しになつておられるかという事を厚生大臣、あなた検討してみたことありますか。厚生省、そういうことはありますか。労働省だつ

てないと思ひます。大きいほうで、いいですか、よく覚えてください。大きいほうで二千トンあります。一日に大きいほうで、たいへんなものです。二千トン、二千トンということになります。どうですか、労働大臣。あなた笑つておりますけれども、国鉄には三十トンの貨車があります。二千トンといつたらどの程度の車両が必要であるか。小さいほうで百四十五万リットルであります。百四十五万リットル、それぐらゐの量のふん尿というものが一日に全国にばらまかれる。ばらまかれるのです。そういう状態をいまのままで厚生大臣が、ただ単に国鉄にその改善を期待するといふような期待感でいいものかどうか、厚生省として、被害を受けておられます国民は数千万人なんです。一日に。これは国鉄はよその企業と違ひまして、お盆とか正月を休むわけにはいかぬ、三百六十五日走つておられるのです。延べの国民の被害というものは、これはもう想像以上のものだと思ひます。さて、これが一挙に改善するということになります。先ほど言われたように、八百億ぐらゐかかると言われております。さなきだに国鉄の財政というものはたいへんであります。これは幾つかの問題があります。厚生、政府としても、しかし私は、これは運輸委員会ではありませんから言ひませんが、とにかくこれを解決するためには、財政的な、具体的な施策を持たなければ、私は解決できないと思ひます。藤田さん、私はこゝで大蔵省の皆さんに要求します。その一つは、今日の国鉄の公共負担というものを軽減するよう大蔵省は考えなさい。もう一つはですね、そのこととあわせて、いまのような借金だらけになつた国鉄にすべてを負わすのではなくして、ほんの一部であらうけれども、市町村の納付金をやめなさい、その制度を。当然これは国家として負担しなければならぬものだと思ひます。なにか、当然国鉄がやらねばならぬというその施策については当然国鉄で負担をしなければならぬものだと思ひます。しかし、いま国鉄には金がない、現

現に、この国鉄を例にとつてみますると、これはいろいろアンケートの形で調査した結果は、若い青年諸君は一〇〇%、労働大臣いいですか、ここが大切です。接触事故ですね、逃げおくれでひかれて殺されるという災害と同じに、このたれ流しの被害をこうむっていることについて非常に彼たちは、これを解消しなければこの職に定着できない、こういう答えが返つてきているのです。ですから、いま言った、前に申し上げたような、そのために屋外労働者に対する安全衛生についての法律的不備欠陥等々がいわれるゆえんは、ここに私は一つ求めたわけです。これはぜひやってもらいたい。

それからもう一つは、衆議院段階において、これまた社会党の後藤議員の質問に答えて、労働基準局長は、「的確に対応する規則が十分整備され

ておられないが、「いろいろの面」——これはいろいろありますがね。さっぱり抽象的ではわかりません。これは、いろいろというものはいろいろあるわけですから。ここが奇妙な国会答弁なんです。どうもこれは岡部基雄局長ともあろう人の答弁でないような気がする。やっぱり役人答弁だね、これは。こういう「いろいろの面」、さっぱりわれわれにはわからないようなことでないように、いろいろの面で健康上の処置をすべきだと思ふ。もう少しこれははっきりしてもらいたい。必要があれば規制についても将来考えたいと述べました。具体性がないのです。先ほど必要があるかないかと言ったら、これは必要がないという人はだれもいない。現実それだけ被害をこうむっているわけですから、必要があるのです。そこで、必要があるというところは、あなたうなずいてはいるわけですから、具体的に、必要があるというれば将来どういうことを考えているのか。もう少し明確にこのところは答弁をしていただきたいと思ふのであります。

それから、厚生大臣、向こう側に質問がいつていますから少しのんびりしておいでですがね、最後にたかめてお伺いをしますが、この法律の二十二条、二十三条、これは「国庫補助」、それから「特別な助成」についてであります。法の二十二条は市町村に対する所要の補助を定めているのであります。しかし、いま私がだんだん述べてきておりますように、国鉄のこの黄害状況というものは、もう皆さんおわかりのとおりになったんですね。原岡理事も今後懸命に努力する、そう言ってみても、これは依然として微々たる金ですね、資金です。そして、さなきだに非常に財政資金事情はよくない。しかし、この法律によってこれからやらなければならない施設がたくさんあります。同時に市町村自治体との関係も出てくる。あるいは清掃法等々、法律が関係してまいります。これは厚生省すべて関係してまいります。その場合の施設についての国庫補助が必要である。こういうことは、この二十二条では、それぞれ

の市町村自治体私を私は指しているんだと思いますが、公共企業である、国家的な企業である、国鉄というものは、これは含むことになっているのかどうかね、これ。私は当然含むべきだと理解しているんです、この法律では。この点を明らかにしてもらいたい。

それから二十三条のほうは、その関係から見てもまいますれば、必要な資金の、これまた厚生省の得意とするところでありまして、資金のあつせん、融通等々の対象を規定しているものであります。この場合、たとえば国鉄の場合も財政投融資のなにかというものは、これは借金ですよ。国家的な財政投融資の融資です。こういうものは法律をつくった所管大臣としてどう積極的、もとより財政当局の大蔵省は中樞になるんでありますけれども、一体厚生大臣というものはどうお考えになっているのか、その点をひとつ明らかにしてもらいたい。

先般、衆議院において運輸省の——いま山村君が帰っておりませんが、部長おられますけれども、山村政務次官は、このことについてどういうことを答えているんです。工事経費のやりくりでやれると答えているんです。しかし、この答えはあまりにも運輸次官として、国鉄の今日的な財政の事情、経営というものをあまり——私はどうかと思ひますけれども、内容をよく御存じになっている方の当面監督すべき、指導すべき運輸政務次官としての答えにしては、何となくもの足りないような感じがしてなりません。なぜかと申し上げますと、現実に、国鉄は工事経費の当初予算は三千八百億円あつたんです。それが三千二百億円に削減され、しかも実行の段階では三千三百九十八億円に現在なっているんであります。しかも施行中の工事で現在七百億円、年度末には千三百億円の債務負担工事というものがあつたから——債務負担工事というものは、御承知のように明年度予算から食ふというんであります。こういう工事経費のやりくりの中で、どうしていまの黄害の問題の対策の経費というものがやりくりできますか。

これなどはまさに、あえて申し上げますけれども、国民を小ばかにした国会答弁であると私は言わざるを得ない。いま山村君がおれば、私は山村君に言おうと思つた、これを。おりませんが、専門の担当官がおられますから、この点をひとつ説明してもらいたい。特に国鉄は、いま常務もおりますが、山陽新幹線にこの工事経費というものはほとんど食われていて、山陽新幹線に。でありますから、全国的な線増改良工事あるいは東京駅の総武線乗り入れの延長等の予算はすべて削減されているというものは、運輸省さん、現状ですよ。しかも、そのほかに経費の削減というところでお客さんを大切に扱わなければならないホームのこの上屋の短縮、これは問題起きるんじゃないかと思ひます。だんだんレジャー産業などといって、乗客がふえてきておりますからね。そのときにあえてホームの上屋を短縮するなどという苦肉の工事経費のやりくりをやっております。それからきわめて世の中は明るくなつておりますが、国鉄だけは世の中暗くなつたんじゃないかと思ふ。なぜかならば照明、ルクスを減少しておりますね。これもたいへんなことですよ。照明を少くするんですからね。あるいは各それぞれの連絡通路等について、これは東京などあたりは近代化されたといつても、いまそれぞれ国鉄もエスカレーターなどの工事を計画しておりますが、すべて取り消したんじゃないですか。取り消しておるでしょう。こういう状態なんだ。もとよりエヤコンの工事などはとくに取り消しているのではありません。こういうときに、衆議院で山村政務次官が答えたような、工事経費のやりくりでやりますと言つたつて、それがこれほんとうにやりますか。この辺を国民が納得、理解のできるような答えを私は求めておきたいと思ふのであります。

同時に、最後でありますけれども、大蔵省にこういう実態を踏まえながら、国鉄の予算編成にあつては十分考慮してもらいたいと思ひます。なぜかならば、これも当時、大蔵省の金子主計官が答えておられますが、その経費等々については受益者負担の考え方というものもあるのではないかと、こう言つておるんですね。私、このことのか、いか悪いかは別問題として、対策の一つだと考えています。次官。よいとか悪いとかという問題は別ですが、一つの対策の手段である、対策の策であるというところは考えていい問題だと思ひます。思ひます。しかし問題は非常に論理的な問題じゃないですよ。緊急を要する問題なんだ、この問題は。ですから、そういう角度から見ても、問題を。ですから、この金子主計官の答へも必ずしも射た答へになっていません、残念ながら。でありますから、いま第一には厚生大臣、二十二条、二十三条の方向を聞いたんであります。当然金が伴つてまいりますから、大蔵省としても、二十二条あるいは二十三条の特別補助、あるいは特別の融資等々の措置については、こういうことも踏まえながら検討される用意があるかどうか。このことをお尋ねをして、私の本日の質問を終わりたいと思ひますが、答弁いかによつてはまた質問をいたします。

○国務大臣(内田常雄君) この法律二十二条によります補助は、ここに書いてございまして、さらに、また現行法もそうなつていまして、ございまして、市町村に対しては補助ができません。国鉄は市町村とは違うわけでございますので、補助の対象になりません。

それから二十三条は、補助ではなしにその融資あるいはあつてございまして、どういふ金をこれは融資するかと、これは御承知のように、厚生省の厚生年金あるいは国民年金の積み立て金の還元融資をする、こういうことになりまして、国鉄など公共企業体に融資ができません、かように私は考えております。

○国務大臣(野原正勝君) 先刻来の吉田委員の該博な貴書の問題に関する御意見、あらためて事の重大性を十分認識をいたしました。今後の労働政策の面にそれらの点を十分に取入れまして、これからひとつ御期待に沿うようにあらゆる対策を講じ

たいと考えております。

○政府委員(藤田正明君) 二十二条につきましては、直接に国鉄とは関係ないわけでございますけれども、しかしその市町村に対するこの二十二条の精神を体しまして、国鉄当局にも今後の財政処置をいたしていきたい、かように思います。

それからまた工事費予算云々の件がございましたが、この黄害に関しましては、四十六年度の工事費予算の編成の際には十分に考慮していきたい、かように考えております。

○政府委員(山口真弘君) 汚物処理に関する工事につきましては、一つには国鉄自体の工事、同時に、いま国鉄に関連する市町村等の工事があるわけでございますが、後者につきましては、この法律等によりまして大いに助成をはかつていただくということをお願いしたいと思います。

なお、国鉄の工事経費の問題につきましては、先般の委員会におきまして運輸政務次官が述べました、国鉄の工事経費のやりくりをしていくつもりだという趣旨でございますが、これは国鉄の工事経費の全体のそのワクの中でやりくりをしていくという意味でございます、特にこのことについて特別の金を別個に、たとえばこの法律によって助成をするというような形ではないと、こういう趣旨だろうと思うわけでございます。ただ、先ほど先生御指摘のように、国鉄の財政事情は非常に悪化をしております、現在のままでは工事の實施が非常に困難であるということは御指摘のとおりでございます。したがって、これは本件のような問題も含め、あるいは国鉄の事故防止等の問題も含め、その他各般の問題も含めて国の大きな助成を受けてこれをやっていかねばならぬというところであらうかと思っておりますので、その方面で大いに努力をいたしてまいりたいと、このように考えております。

○政府委員(岡部實夫君) 先ほど私の衆議院の委員会におきまする答弁に関連いたしましたして御指摘がございました。御指摘のように、私も「いろいろ」というような菌切れの悪い答弁をいたしましたし

たが、実は的確な確信の持てる案がいま私として

も提案できる段階でございませぬ。そこで黄害から守るためには、どうしてもま国鉄が御計画になつてゐるようなことを積極的に推進していつていただくほかなんじゃないか。ただ、伺いますと、財政的に非常に問題があるようでございまして、一挙になかなかそれまでいきかない。じゃその間放置してもいいのかというようなこともあるのじゃないか。そこで、そういつたような場合に、何かその間にでも黄害から守るような具体的かつ

有効な施策があるかどうかということについても、今後国鉄の御当局ともいろいろ相談をしてみて、何かそういう方法があれば、そういうことについて具体的に進めていったらどうかというようになことを考えつつ答弁をいたした次第でございます。いまま具体的にまだどうするということがあります。

申し上げる段階ではございませんが、今後、よく関係者と話をしてみたいと思っております。

○吉田忠三郎君　どうも、答えがすかついたらこれでやめますと言ったのだが、すかついていませんよ。黙って聞いておると、すべて国鉄のほうがこの問題やればいいのだということで、それではそのとおり。そのとおりだが、それでは問題は解決しないのだよ。特に基準局長に聞いたのは、現実には七万余の人々はもう毎日黄書に直面しているわけです。被害をこうわっているのです。それを法律的に見ると、安全衛生規則の適用に当てはまるようなことになっていないところにあるのだ。これくらいは、いま直ちにということではなないけれども、職業病等々の問題もあるわけですから、当然規則を手直ししてみるということになるかなければ、この限りでは、その部面の問題解決にならない。そのことを聞いているのです。そういう用意があるのかないのか。

それから、いま大蔵省の答えが一番すかつとし

ていましたな。さわやかでした。ですから、これはよろしい。問題はやはり厚生大臣ですな。厚生大臣は、迷惑千万だということばを何回も使っている。で、二十二条、二十三条の関係は、あなたの答える。

でわかりました。わかりましたけれども、あなたは開寮の二入でありまう——寺二今までは開寮

は閣僚の人でありますから――特に今度閣僚は自動延長したわけですから。ですから、おそらく予算編成についてもその閣議があると思います。幸いきょうは厚生大臣と労働大臣、いずれも優秀な閣僚で、佐藤内閣の一員であります。こゝう重要な問題がこの法案を審議するにあつて出しました。皆さんもわかつたのですから、ぜひひとつ閣議でそういう発言をいたし、財投でもこゝうであろうが、本来的には公共負担等との

なことは申し上げますが、大蔵大臣は閣議に出
て、これが国民が期待するような実りのある方向
に、努力をしてもらいたいことを申し上げて、私
に、質問をこれで終わりますが、その点の両大臣の

決意を私は伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 私も、まことにこれは困つたものであると思ひます。きょうは運輸大臣は出ておりませんが、この前のこいうい合合のときは運輸大臣もおりました。運輸大臣もくとその気持ちになつていただいて、運輸大臣にあらためて何とかしないと、これはいまの關係の職員がおるばかりでなしに、沿線の国民みなが迷惑をするし、衛生福祉国家とも言えないようなたれ流しの汽車が何万キロと走つてゐるようなことはまことに困ることだということを運輸大臣にもきつく申し入れをいたしまして、ともどもこの事態の解決にできる限りの努力をいたすつもりでございます。

○国務大臣(野原正勝君) お話はとくと伺ひましたので、機会をみて十分に私のほうでも微力ながら御協力を申し上げたいと考えております。

○委員長(佐野芳雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐野芳雄君) 速記をつけて。
それでは、本日の質疑はこの程度にいたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

十二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

（第四五五号）（第四五六号）（第四五七号）
（四五八号）（第四五九号）（第四六〇号）（第四六
一号）（第四六二号）（第七三九号）（第七四〇
号）

一、患者給食の大體改善に関する請願（第四七五号）
四号（第六二〇号）
一、結核対策強化に関する請願（第四七五号）
（第五〇〇号）（第六一八号）（第六一九号）
一、医療保険制度の改革に関する請願（第四八四号）（第四九七号）（第五〇四号）（第五四六号）

号)
一、管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に関する請願(第五〇二号)(第五一二号)
(第五一三号)(第五一四号)(第五一八号)(第五二三号)(第五四五号)(第五五一号)(第六二三号)
一、建設国保組合に対する財政措置等に関する請願(第五〇六号)
一、社会福祉予算の大幅増額等に関する請願(第五一五号)(第五一六号)(第五一七号)(第五一八号)(第五一九号)(第五二〇号)(第五二一号)(第五九一号)(第五九二号)(第五九三号)(第五九四号)(第五九五号)(第五九六号)(第五九七号)(第七〇六号)(第七〇七号)(第七〇八号)(第七〇九号)(第七一〇号)
一、ペーチェット病患者救済等に関する請願(第五三四号)(第五八〇号)(第六一二号)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)

号(第七一九号)(第七三〇号)
一、作業療養士・理学療養士の教育改善等に関する請願(第五八九号)
一、老人医療費に関する請願(第六一七号)

第四九七号 昭和四十五年十二月七日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 神奈川県小田原市中曾根三三八
高瀬雅房外三千九百八十名

紹介議員 亀井 善彰君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五〇四号 昭和四十五年十二月八日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 神奈川県中郡大磯町生沢九一 守
屋佐平外四千三百七十五名

紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四六号 昭和四十五年十二月九日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 滋賀県高島郡今津町浜分六六〇
藤原甚之外八百四名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五〇二号 昭和四十五年十二月七日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關する請願(四通)
請願者 京都府中京区富小路二条上ル 浅
野福恵外二十二名

紹介議員 林田悠紀夫君
美容師法を左記のとおり改正されたい。

一、美容師法第十二条の二の「美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は……」とあるのを「常時十人以上」と改めること。

二、同法第十五条の「都道府県知事は、美容所の開設者が第十二条の二……の規定に違反した時……閉鎖を命ずることができる」とあるが、条文中「第十二条の二」を削除すること。

三、全日本美容業環境衛生同業組合は、美容師法の改正に際し、組合内部における民主的な手続

きを怠つて策定したため、全国的美容業界は混乱状態に陥つてゐる。

四、管理美容師制度は「美容所の衛生管理」という大義名分の下に、美容師の身分を規制し、美容業界における労働力の不足を招き、中小事業者の営業を圧迫するものである。これらの事実

は、大規模事業者の業界規制や不当な料金制度を許容することになり、ひいては物価上昇の要因となることも予測される。

第五二二号 昭和四十五年十二月八日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關する請願
請願者 京都市上京区油小路丸太町 藤本
尚子外二千五百九十九名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五一三三号 昭和四十五年十二月八日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關する請願
請願者 京都府中郡峰山町新町一、四八四
滝本房子外二千七百七十七名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五一四号 昭和四十五年十二月八日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關する請願
請願者 京都府東山区山科東野井ノ上町
吉川千恵子外二千七十六名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五二八八号 昭和四十五年十二月八日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關する請願
請願者 京都市伏見区深草飯食町八二八

吉岡昭子外二千五十五名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五三三三三号 昭和四十五年十二月九日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關する請願
請願者 京都市中京区西ノ京南門町二六
山本弘子外二十三名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五四五五号 昭和四十五年十二月九日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關する請願
請願者 京都市中京区西ノ京上合町三六
岡喜代子外二千五百六十六名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五五一一号 昭和四十五年十二月九日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關する請願
請願者 京都市北区小山下総町四一 伊藤
敬外二千八十名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二三三三三号 昭和四十五年十二月十一日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關する請願
請願者 京都市中京区西ノ京北田町三五
中野加め乃外四十五名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五〇六六号 昭和四十五年十二月八日受理
建設国保組合に対する財政措置等に関する請願

(二通)
請願者 岡山県総社市総社岡山県建設労働
組合総社支部内 岡孫三郎外一名
紹介議員 木村 睦男君

日雇健保の建設労働者に対する擬制適用が昭和四十五年五月末で打ち切られたため、建設国保組合が設立されたが、保険料が従来の四倍以上となり、更に次年度には六倍近くになることが予想されるなど難題に直面している。建設労働者の生命と健康を保障するため、左記事項を実施されたい。

一、建設国保組合に対し特別の財政措置を講ずること。

二、国民健康保険組合の総医療費に対する国庫補助率を当面、最低四割とすること。

三、事務費の全額を国庫負担とし、当面、少なくとも現行の二倍以上とすること。

四、すべての医療機関、大学病院で保険が使えようようにすること。

五、国保組合の市町村国保等への吸収をやめ、将来も国保組合を残すこと。

六、老人医療費を全額国で負担すること。

七、公害などによる医療費は全額加害企業と国で負担すること。

八、外国人で建設業に従事している者も差別なく国保組合に加入できるようにすること。

第五一五五号 昭和四十五年十二月八日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 埼玉県飯能市小岩井一七 加藤正
治外九百九十九名
紹介議員 岩間 正男君

社会保障、社会福祉を前進させる立場に立つて、民間社会福祉施設で働くものの諸条件等を、積極的に、左記のとおり改善されたい。

は次の点を保障すること。

- 1 断続勤務によらない八時間労働を確立すること。
- 2 労基法（産休、病休、生休、休息等）の実施ができること。
- 3 施設利用者（子ども、老人、障害者）の生活と権利が保障されること。
- 三、掛金なしの公務員なみの退職金を保障すること。
- 四、施設利用者のゆたかな生活と権利を保障できるように措置費を大幅に引き上げること。
- 五、社会福祉施設の増改築を大幅に行なうこととその補助単価を引き上げること。なお、施設設置についての最低基準を引き上げ、それに伴う費用は国が負担すること。
- 六、生活保護基準を大幅に引き上げること。

理 由

民間福祉施設で働くものは、日夜、子ども、老人、障害者のゆたかな生活と幸せのために、一生懸命働いているが、労働強化、低賃金に苦しみ、病気で次々とおれたり、働く意欲を失なったり、一年間には約四割の人たちが職場を去っている。子ども、老人、障害者の生活も人手のたりない中で、十分なこともされず、ただ収容され食べているだけである。日本経済の発展がさげられる中で、社会福祉の問題はまだまだこのこさ、働くものの愛と奉仕の精神でやつとささえられていく。

第五一六号 昭和四十五年十二月八日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷四ノ四ノ二五

相田新太郎外九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五一七号 昭和四十五年十二月八日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府松原市天美東八ノ六ノ三七

西川秀子外九百九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五一八号 昭和四十五年十二月八日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 奈良県大和郡山田西町四七二

長野容子外九百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五一九号 昭和四十五年十二月八日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都大田区仲六郷一ノ二〇ノ四

新井寿美子外九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五二〇号 昭和四十五年十二月八日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市池田旭町一〇ノ八

葛原幸子外九百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五二二号 昭和四十五年十二月八日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市住吉区加美細田町 加藤久

江外九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五九一号 昭和四十五年十二月十日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市左京区聖護院川原町二五

高井美代子外四千九百九十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五九二号 昭和四十五年十二月十日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台一ノ一、四六

〇 杉本正一外四千三百八十七名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五九三号 昭和四十五年十二月十日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 高知市高須五三一 高橋富士雄外

四千九百九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五九四号 昭和四十五年十二月十日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市右京区太秦上本町一ノ二

三 出口光彦外四千九百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五九五号 昭和四十五年十二月十日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市上京区中立売通千本西入下

ル京都私立保育所労働組合内 関

隆子外四千九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五九六号 昭和四十五年十二月十日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都大田区大森中二ノ二一ノ一

篠宮利子外四千九百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第五九七号 昭和四十五年十二月十日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 高知県幡豆郡佐賀町佐賀 下元久

美子外四千九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第七〇六号 昭和四十五年十二月十一日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府堺市出島町二ノ一八九 井

上愛子外二百四十八名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第七〇七号 昭和四十五年十二月十一日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪二ノ四〇ノ五ノ

五 大屋良子外九百五十名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第七〇八号 昭和四十五年十二月十一日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 高知市旭天神町一三二 南総子外

二百六十二名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第七〇九号 昭和四十五年十二月十一日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 高知市八反町二九ノ二〇 岩本勝

子外九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第七一〇号 昭和四十五年十二月十一日受理
社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

社会福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市浪速区戎本町二ノ九ノ二
吉田シズ子外五百六十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第五三三号 昭和四十五年十二月九日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 群馬県渋川市一、二八八群大病院
眼科内 由利肇外二名
紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第五八〇号 昭和四十五年十二月十日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市精道町 中村百合子
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第六二二号 昭和四十五年十二月十一日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 横浜市中区麦田町四ノ一〇七 東
長正
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第六九二号 昭和四十五年十二月十一日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 東京都世田谷区島山町一、七七七
後藤君代
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第六九三三号 昭和四十五年十二月十一日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 東京都国立市国立三ノ八 諸富
研
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第六九四号 昭和四十五年十二月十一日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 東京都豊島区東鴨四ノ一四ノ一五
山田辰一
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第六九五号 昭和四十五年十二月十一日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 東京都練馬区谷原二ノ一ノ五
中村重徳
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第六九六号 昭和四十五年十二月十一日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 東京都世田谷区玉川瀬田町七二三
依田三郎
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第六九七号 昭和四十五年十二月十一日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 東京都千代田区神田保町三ノ二
九一橋診療所内 守屋美喜雄
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第六九八号 昭和四十五年十二月十一日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂三ノ三三ノ
四四七 木下次子
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第七一九号 昭和四十五年十二月十一日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田二ノ六ノ五
片桐優
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第七二〇号 昭和四十五年十二月十一日受理
ベリチエット病患者救済等に関する請願
請願者 東京都練馬区下石神井一ノ四五〇
山下千秋外六名
紹介議員 高田 浩通君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第五八九号 昭和四十五年十二月十日受理
作業療養士・理学療養士の教育改善等に関する請願
請願者 東京都豊島区西巣鴨二ノ一六ノ二
ノ一〇三 横田理三郎外四名
紹介議員 中沢伊登子君
医学的リハビリテーションの発展のため、左記事項の実現を図らねばならぬ。

一、国立療養所東京病院附属リハビリテーション学院を四年制とし、カリキュラム等学制を改善すること。
二、本院の諸設備・制度改善のための予算を増大し、充実した学生生活の保障を図ること。
三、RT・OT専門教育担当者育成のための具体的方策をたてること。
四、日本における医学的リハビリテーションの普及と発展のための具体的方策をたてること。

理由
一、本院は、四年制大学以上の講義時間数を三年間で習得しなければならないので、一般教育科目の不足は、専門技術科目をいっそう高度化する基礎をなくし、臨床実習研究施設の欠如は、日本各地の臨床研究の成果を教育の場に還元する機会を奪っている。

二、極度の予算的制約のため、および、三年制各種学校であるため、専門教育担当者が国内外へ留学する機会もなく、教師自身もなじめない教育内容をそのまま学生に教授することによって学生の勉学に二重の不消化をもたらしている。

三、本院創立八年後の現在、わが国の実情にみあつたようなリハビリテーション教育は体系化されてなく、それどころか、このままでは、決して確立し得ない。このような状況では学生及び教官はその勉学研究の意欲を十分発揚できない。

第六一七号 昭和四十五年十二月十一日受理
老人医療費に関する請願
請願者 東京都世田谷区代田三ノ一五ノ八
世田谷老人問題研究会内 森喜久
野外千六百七十七名
紹介議員 市川 房枝君
六十五歳以上の老人の医療費を、収入のいかににかかわらず無料にされたい。

理由
老人が病気になる場合、日々何千円あるいは何万円も必要となれば、すこしばかりの貯蓄はすぐたりなくなる。子どもは精一杯生活をきりつめて医療費を出してくれとしても、何十年も社会のために働いた老人が、病気のために肩身のせまい思いをするのは、いかにも不当なことである。普通のサラリーマン家庭では、いかに扶養の義務があるとはいえ、月々膨大な医療費を負担するのは大変なことである。

第六二四号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願
請願者 札幌市菊水西町 吉川孝子外九十名
紹介議員 吉田忠三郎君

看護制度の改善等について、左記事項の実現を図られたい。

一、国は、看護婦不足対策についての国会決議を、責任をもつて実施すること。

二、看護婦教育は、学校教育法にもとづく高卒三年以上に一本化すること。

三、看護婦教育の一本化を前提として、准看護婦から看護婦への道を拡大するため、進学コースの拡大と経験六年以上の准看護婦に一定の教育ののち看護婦国家試験の受験資格を与えること。

四、看護婦教育施設を早急に拡充整備すること、および教育に関する公費負担を大幅に増額すること。

五、看護婦の民間教育施設の運営に対する公費援助の新設と増額を行なうこと。

六、看護婦の夜勤制限、複数夜勤の実施をふくむ大幅な労働条件の改善と賃金の引上げを行なうこと。

理由

看護婦不足は、家庭生活と仕事と両立しないか、酷な労働条件と低賃金、看護婦と准看護婦の身分差が看護の職場にもちこまれていることに原因がある。

第六二七号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(三通)

請願者 岡山県邑久郡邑久町虫明六、一〇
〇 川口はつみ外二百八十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六二八号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 鹿児島県指宿市十二町四、一四五
堀之内イセ子外二百五十名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六二九号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 大阪府堺市緑ヶ丘中町四ノ一二四
上原フサ外二百七十七名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六三〇号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市星塚町四、五二二
野間口さだ子外二百五十名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六三二号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市星塚町四、五二二
小野つゆ子外二百二十三名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六三三号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 香川県三豊郡詫間町松崎五六一
綾美智江外二百三十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六三三三号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 東京都港区南青山五ノ一八ノ一二一
日本赤十字労働組合内 原功外三百三十五名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六三四号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市宇津呂町 中川
利男外五百五名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六三五号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(一通)

請願者 富山県婦負郡婦中町小長沢 小沢
健治外二百五十四名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六三六号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 兵庫県養父郡八鹿町八鹿九二五
石田純代外千名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六三七号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(三通)

請願者 静岡県浜名郡可美村高塚四、三七
三ノ一 良知善六外四百四十一名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六三八号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(二通)

請願者 大阪府天王寺区筆ヶ崎町一五 砂
本芳美外千三百八十六名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六三九号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 滋賀県高島郡マキノ町沢一、三三

四 宗戸平外五百名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六四〇号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 群馬県前橋市北代田町五五七ノ一
柴田律外五十四名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六四二号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(二通)

請願者 大阪府高槻市東城山町一ノ二五三
由井博外百九十二名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六四三号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 大阪府阿倍野区天王寺町北二 清
水節子外九十二名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六四四号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 熊本県菊池郡西合志町大字御代志
一、八三七 中村キミエ外三百三

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六四四四号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 宮崎県福島町下町七、一一五 川
越一幸外八十名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六七九号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(三通)

請願者 札幌市月寒西一条九丁目 福島米
蔵外五百五十名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六八〇号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(一通)

請願者 三重県伊勢市河崎町二ノ二四八
林清幸外百九十一名

紹介議員 北村 陽君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六八一号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(九通)

請願者 島根県松江市灘町一四五 若槻み
よ子外四百五十名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六八二号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 三重県四日市市塩浜町 中屋美智
子外二百六十四名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六八三号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡友部町小原一、九
一九 高安仲次郎外七十四名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六八四号 昭和四十五年十二月十一日受理

看護制度の改善等に関する請願(五通)

請願者 熊本県菊池郡合志町福原一、〇八
八 松岡ツイ子外三百一名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六八五号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(三通)

請願者 熊本県菊池郡西合志町野々島東区
五、〇五五 上田誠子外六百九十
八名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六八六号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(四通)

請願者 福島県いわき市内郷高坂町大平九
四 石川スミ子外二百八十七名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六八七号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(五通)

請願者 熊本県八代郡坂本村一、六一九
杉本敏男外四百二十五名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七二二号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 横浜市中区箕沢一〇 田村加代子
外八十名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七二三号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡隼人町松永三、三

二〇 園田美喜外二百五十名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七二三号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市今宮町一、六二二
大貫悦子外百九十八名

紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七二四号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(九通)

請願者 神戸市垂水区高丸五ノ六ノ六ノ二
三千葉梅子外七百六十七名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七二五号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 秋田市楡山太元町二ノ三〇 和田
松成外四十九名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七二六号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 鹿児島県国分市重久一〇二全医労
霧島支部内 久木元政子外二百五
十名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七二七号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(五通)

請願者 三重県度会郡大内山村六一〇 森
岡直外五百二十六名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七二八号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(四通)

請願者 神奈川県川崎市今井町四四三
磯野光恵外四百二十三名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七二九号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(三通)

請願者 千葉県佐倉市城内町 島田武雄外
四百十九名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七三〇号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻六本松三ノ一
遠藤正志外七十四名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七三二号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願(四通)

請願者 大阪府堺市野々井四ノ一ノ一 松
岡いく代外千四百九名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七三三二号 昭和四十五年十二月十一日受理
看護制度の改善等に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一四ノ九一七
清水博人外二百三十名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七三三三号 昭和四十五年十二月十一日受理

看護制度の改善等に関する請願(一通)

請願者 岡山県邑久郡邑久町福谷 大森富子外百七十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七三四号 昭和四十五年十二月十一日受理

看護制度の改善等に関する請願

請願者 香川県小豆郡土庄町大部 東敦外百八十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七三五号 昭和四十五年十二月十一日受理

看護制度の改善等に関する請願(一通)

請願者 茨城県水戸市三の丸三ノ二ノ三二 大高清美外三百名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七三六号 昭和四十五年十二月十一日受理

看護制度の改善等に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市養父町二七ノ三野崎肇子外九十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七三七号 昭和四十五年十二月十一日受理

看護制度の改善等に関する請願(一通)

請願者 熊本県菊池市野間口三三三 本藤慶子外百五十名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第七三八号 昭和四十五年十二月十一日受理

看護制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡友部町 大木祥次外七十四名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第六四五号 昭和四十五年十二月十一日受理

看護教育制度の改善等に関する請願

請願者 長野県南佐久郡日田町一九七菊池正子外九十名

紹介議員 木内 四郎君

看護教育の制度及び内容の改善を図るよう、左記事項の実現を期されたい。

一、高卒一、二年の看護業務従事者養成計画をやめ、准看が正看となる進学コースを増設し、看護教育を学校教育法に基づき高卒三年以上に一本化する。

二、現在の看護教育を充実すること。

1 専任教員(臨床における専任教員も含む)の養成施設を確立し増員すること。

2 看護教育施設、設備(勉学・生活条件)を拡充し、整備すること。

三、看護婦の夜勤制限、複数夜勤を実施し、大幅な賃金、労働条件の改善を行なうこと。

第六四六号 昭和四十五年十二月十一日受理

看護教育制度の改善等に関する請願

請願者 長野県須坂市立町一、三三三県立須坂病院附属高等看護学院自治会内 橋本敦子外百十名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第六四五号と同じである。

第六四七号 昭和四十五年十二月十一日受理

看護教育制度の改善等に関する請願

請願者 福島県須賀川市北町二〇 鈴木幹子外二百五十一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六四五号と同じである。

第七四一号 昭和四十五年十二月十一日受理

看護教育制度の改善等に関する請願

請願者 長野県佐久市長土呂 角田邦夫外百二十四名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六四五号と同じである。

第六四八号 昭和四十五年十二月十一日受理

老齢福祉年金及び老人の医療費に関する請願

請願者 福岡市舞鶴二ノ八ノ六福岡県老人クラブ連合会内 野見山佐一

紹介議員 剣木 亨弘君

昭和四十六年度予算において、老齢福祉年金等に関し、左記事項の実現を図られたい。

一、老齢福祉年金を五千円支給すること、及び所得制限を大幅に緩和すること。

二、老人医療費の十割給付を図ること。

理由

一、老齢福祉年金は逐年増加されてきたとはいえず、今日の生活水準及び物価の値上がり等からみて、きわめてわずかである。また、所得制限のため、多くの老人が支給の対象からはずされ、あるいは、前年までの受給者が支給を停止される等、大きな失望を与えている。

二、老人の多くは収入が乏しいか、あるいは、皆無で、病気になる場合、家族に気がねしなればならないのが一番苦痛で、そのため、無料老人健康診査を受けるのもしづりがちである。

第六四九号 昭和四十五年十二月十一日受理

老齢福祉年金及び老人の医療費に関する請願(一通)

請願者 福岡県築上郡大平村土佐井四七五 京築老人クラブ連合会内 荒巻虎太外一名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第七一七号 昭和四十五年十二月十一日受理

老齢福祉年金及び老人の医療費に関する請願

請願者 福岡県筑後市山ノ井二六三 杉本伍郎

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第七一八号 昭和四十五年十二月十一日受理

老齢福祉年金及び老人の医療費に関する請願

請願者 北九州市八幡区引野一丁目 古賀千城

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第六五三三号 昭和四十五年十二月十一日受理

失業対策事業存続に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷宮町鬼ヶ沢 大和田あきよ外五百八十八名

紹介議員 高山 恒雄君

失業、半失業等の不安定な労働者をなくすため、完全雇用の実現を図られたい、それまでは現行の失対事業を存続されたい。

理由

経済二重構造によるヒズミは益々拡大し、大企業の進出の力にあつて中小企業の倒産は増大し、多くの失業者、半失業者、社外工、臨時工等の不安定労働者がひしめいている。しかも、政府は、失対事業の廃止をホノメカしている。若年労働力の不足は記録的なものがある反面、中高年齢層の再就職への道は固く閉ざされている。

第六五四号 昭和四十五年十二月十一日受理

失業対策事業存続に関する請願

請願者 三重県松阪市伊勢寺町二ノ七四 中村益朗外三百名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第六五三三号と同じである。

第六五五号 昭和四十五年十二月十一日受理
失業対策事業存続に関する請願

請願者 東京都葛飾区高砂五ノ三八ノ二
伊藤藤太郎外三百名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第六五三号と同じである。

第六五六号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願

請願者 岡山県倉敷市福田町東塚一五三
樋口泉外百五十二名

紹介議員 秋山 長造君

子供は次の時代のにない手である。子供たちの心身の健全な発達のために、国は全責任を持つべきである。出産費は、健康保険でという声があるが、健康保険は毎月組合員が保険料を出してまかなうものであり、私たちは、出産費は国が負担することを要求する。

第六五七号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願(十二通)

請願者 山形県新庄市宮内町三ノ五三
伊藤まさ子外千四百八十七名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第六五八号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願(四通)

請願者 岐阜県大野郡久々野町柳島 矢島
仁之助外二百七十五名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第六五九号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願(六通)

請願者 東京都品川区南大井一ノ一一ノ六
角田八重外五百七十二名

紹介議員 木村鶴八郎君

この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第六六〇号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願(九通)

請願者 滋賀県守山市甲二区 前田清子外
七百五十四名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第六六一号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願(十六通)

請願者 長崎市本郷二、一六九 大住俊子
外二千四百六十名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第六六二号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願(五十九通)

請願者 兵庫県相生市大石町一ノ六 森一
郎外九千四十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第六六三号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願(七通)

請願者 千葉県佐原市佐原イ八八 柏木
和子外七百三十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第六六四号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願(六通)

請願者 福岡市竹下平和町三七四ノ七〇
重松広子外六百四十八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第六六五号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願(三十一通)

請願者 香川県坂出市旭町一ノ一ノ四七
山岸百合子外五千四百三十三名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第六六六号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願

請願者 富山市岩瀬仲町七七 竹田君校外
百五十八名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第六六七号 昭和四十五年十二月十一日受理
出産費の国庫負担に関する請願(二十一通)

請願者 北海道帯広市緑ヶ丘二ノ二ノ三
西村やす子外二千八百八十三名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第六六七号 昭和四十五年十二月十一日受理
管理美容師制度に関する請願(三通)

請願者 大阪市城東区関目町四ノ一七七
竹内千代子外二名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

昭和四十六年一月十六日印刷

昭和四十六年一月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局